
南 知 多 町 津 波 避 難 計 画

平成 27 年 9 月
(令和 3 年 3 月改訂)

南 知 多 町

目 次

I	はじめに	
1.	計画の目的	1
2.	南知多町の特徴	2
3.	津波避難計画の範囲	3
4.	計画策定に際して想定する時期・時間	4
5.	計画の定期的かつ継続的な見直し	4
6.	本計画で対象とする津波	4
7.	愛知県被害予測における本町の被害予測	5
II	避難計画の方針	
1.	津波浸水想定区域	7
2.	避難対象地域	8
3.	観光客	12
4.	津波一次避難場所	13
5.	津波一次避難場所の現状	18
6.	津波一次避難の安全性を高める取組みの方針	34
7.	津波避難ビル	37
8.	避難方法	38
III	初動体制の方針	
1.	職員の参集体制・伝達	39
2.	津波情報等の収集・伝達	41
3.	避難誘導等に従事する者の安全確保	43
4.	避難指示（緊急）の発令等	44
IV	平時からの津波避難対策の方針	
1.	地域の防災力の強化	46
2.	観光客等の避難対策	48
3.	災害時要配慮者の避難対策	49
	参考資料	
1.	策定経緯	参考 - 1
2.	委員会の構成員	参考 - 2
3.	用語の意味	参考 - 3

I. はじめに

1. 計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより、東日本の太平洋沿岸の広範な地域に甚大な被害をもたらし、岩手・宮城・福島
の東北 3 県の沿岸部を中心に約 2 万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」と
なりました。

こうした中、国では、平成 23 年 12 月に津波防災地域づくりを総合的に推進する
ことを目的に「津波防災地域づくり法」を施行し、都道府県知事は、基本方針に基づ
き、かつ、津波浸水想定を踏まえて、「津波災害警戒区域等」を指定することができ
ると規定されました。また、平成 25 年 11 月には、「南海トラフ地震に係る地震防
災対策の推進に関する特別措置法」を改訂し、南海トラフ地震に伴い発生する津波に
対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、本町は「南海トラフ地震津波避
難対策特別強化地域」に指定されました。さらに、平成 25 年 12 月には「強くしな
やかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公
布・施行し、国土強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となる計画として、
起きてはならない最悪の事態の回避を見据えた「国土強靱化基本計画」が策定されま
した。

愛知県においては、平成 26 年 5 月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震
等被害予測調査結果」（以下、愛知県被害予測といいます。）を公表したところです。
その結果、本町では、最大津波高 9.5m、浸水面積 416ha となり、町民の約 1 割と
なる約 1,800 人が亡くなるなど、東日本大震災の被災地域を上回る甚大な被害が予
測されています。また、平成 27 年 8 月には、地震・津波災害によるリスクを基本
に想定した、「愛知県国土強靱化地域計画」を策定しました。

本町においても、こうした国・県の動向を踏まえ、大規模自然災害に負けない、強
くしなやかなまちづくりを推進するため、令和 2 年 8 月に「南知多町国土強靱化地
域計画」を策定したところです。

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震による最大クラスの
津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）が発生
した場合に、町民の生命、身体に及ぶ危害の軽減を図ることを目的としています。

また、観光地である本町の特徴から、本町の地方創生の一翼を担う観光業の持続的
な発展を見据え、観光・旅行者に安心して訪れていただくことができるよう、津波に
対する安全性を高めることもひとつの目的となります。

以上を踏まえ、本計画は町民・観光客などが円滑な津波避難を行うための基本的な
方針を定めたものです。

2. 南知多町の特徴

(1) 地理・地形的な特徴

本町は、以下に示すような地理・地形的な特徴を有しており、地震・津波災害が発災した際に被害を拡大させるおそれがあります。

① 伊勢湾・三河湾に面している

本町は、伊勢湾・三河湾に面しており、津波の襲来による被害を受けることが懸念されます。

② 離島を有している

本町は、有人の離島（篠島・日間賀島）を有しており、地震・津波災害時には孤立による支援の遅れや情報の途絶などが懸念されます。

③ 集落の背後に山が近接している

本町の沿岸の平地部には漁村を起源とした集落が分布しています。津波からの避難にあたっては、集落背後の山（高台）に避難する場合がありますが、この避難先は、土砂災害による危険も懸念されます。

④ 集落を河川が縦断している

本町では、2 級河川の内海川・山海川をはじめとする河川が海に注いでおり、津波の遡上や堤防の損壊による浸水被害の拡大が懸念されます。

(2) 社会的な特徴

本町は、地震・津波災害が発災した際の避難を検討するにあたり、考慮を要するものと考えられる、以下の社会的な特徴を有しています。

① 県内有数の観光地

年間約 370 万人の観光客が訪れます（平成 25 年愛知県観光レクリエーション利用者統計）。そのため、地震・津波災害時には、各観光拠点からの避難者の集中や地理不案内者の避難誘導を要することなどが想定されます。

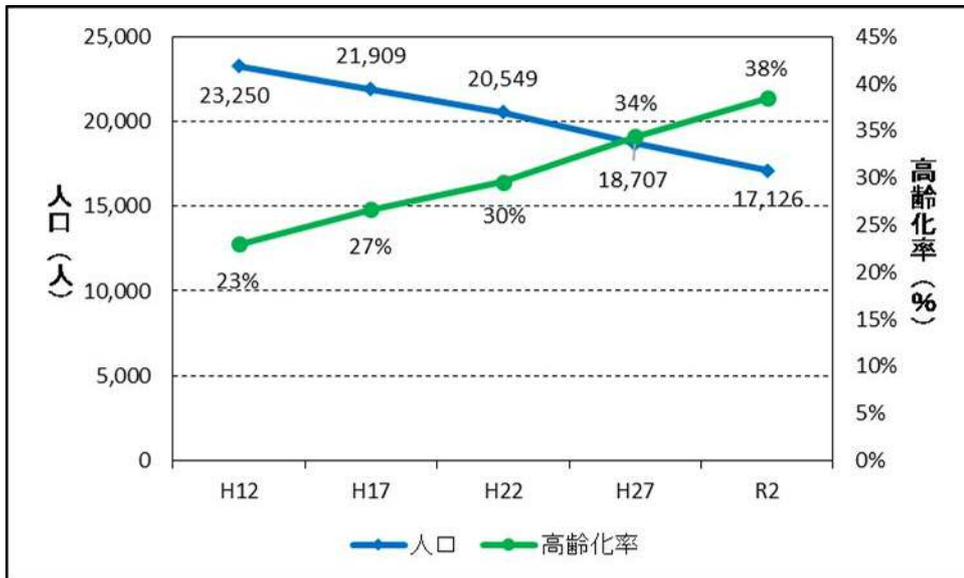
② 人口の減少・高齢化

本町の人口は平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で約 6,000 人減少しており、手入れのされていない空家の増加や共助の体制構築の困難さが増していることが想定されます。

一方で、高齢者（65 歳以上）の割合は約 1.7 倍に増加しています。今後も高齢化率の上昇が予想され、避難時に支援を要する方の増加が懸念されます。

出典：[H12～H27] 国勢調査、[R2] 住民基本台帳（令和2年12月時点）

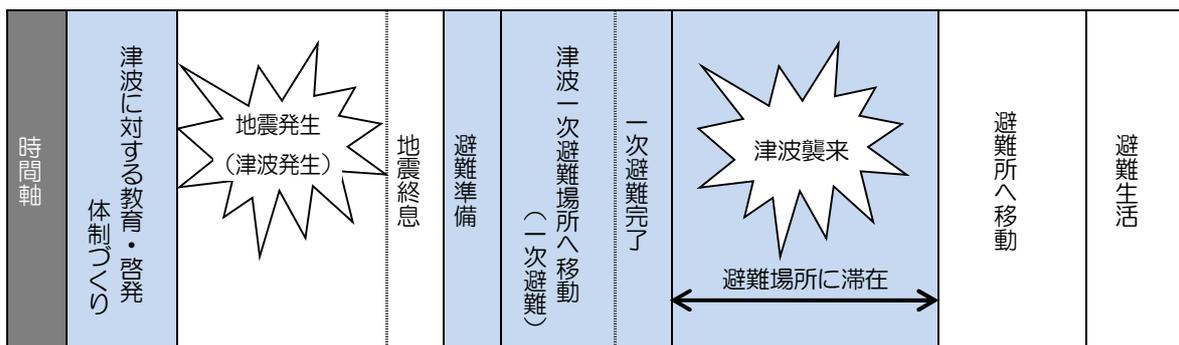
■人口・高齢化率の推移



3. 南知多町津波避難計画の範囲

本計画は地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、何としても町民などの生命・身体の安全を確保するため、円滑な津波避難の実現を目指した計画です。そのため、津波一次避難場所への避難が完了するまでの時間を本計画の対象とします。なお、避難所への移動（二次避難）や避難生活については、別途検討が必要な内容と捉えています。

また、確実な津波避難を実現するため、事前の教育・啓発や体制づくりについても本計画の対象とします。



■ : 本計画で対象とする範囲

■南知多町津波避難計画の対象とする範囲

4. 計画策定に際して想定する時期・時間

地震・津波の発生時期を予測することは困難であることを踏まえ、安全の確保を見据えるとともに、避難者数が最大となる状況を想定するため、時期（季節）や時間帯などによる複数パターンを考慮します。

5. 計画の定期的かつ継続的な見直し

本計画は、愛知県などによる津波浸水想定・被害予測の更新や、津波一次避難場所、土地の利用状況などの変化、地域が作成する計画、津波避難訓練で明らかになった課題、実施された津波防災対策との整合性を図るため、必要に応じて適宜修正を行います。

6. 本計画で対象とする津波

愛知県被害予測による津波浸水想定（理論上最大想定モデル）を用い、津波浸水想定区域や浸水開始時間などを把握します。また、検討に際しては、津波浸水想定の結果（複数ケース）を重ね合わせるなど、最大クラスの津波の考慮に留意します。

■津波の考え方

津波の規模	津波に対する基本的な考え方
理論上最大想定モデル	南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。 愛知県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。
過去地震最大モデル	南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）。 愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられる。

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（愛知県防災会議地震部会、平成26年5月）

7. 愛知県被害予測における本町の被害想定

愛知県被害予測（平成 26 年 5 月公表）の概要を以下に示します。

（1）計算条件【理論上最大想定モデルの津波】

理論上最大想定モデルの津波とは、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、千年に一度あるいはそれよりさらに発生頻度が低いものとされています。

震源及び波源のモデルは、平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表した最大クラスの地震・津波モデルと同じものです。

■津波計算の主な条件

地震・津波	「理論上最大想定モデル」の津波
地殻変動量	考慮
初期潮位	名古屋港=1.2m その他 1.0m
盛土構造物（土堰堤）	75%沈下（越流したら破堤）
コンクリート構造物	震度6弱以上で倒壊
樋門樋管・水門・陸閘	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	震度6弱以上で倒壊 （名古屋港高潮防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない）
計算時間	12 時間

資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査
（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年 5 月）

(2) 被害予測結果の概要

項目	試算結果								
最大震度	震度7								
浸水深 (浸水面積が最大のケース)									
津波到達時間 (最短のケース)	18分 (注)海一陸境界から約30m海側の位置に津波高+30cmの津波が到達する時間であり陸地の浸水が始まる時間ではない。								
津波高 (最大のケース)	9.5m (注)陸地で浸水する深さではない。(巻末「参考資料3 用語の意味」参照)								
浸水面積 (最大のケース)	416ha (浸水深1cm以上の区域の面積)								
全壊・焼失棟数 (最大のケース)	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計			
	約7,000棟	約10棟	約700棟	約70棟	約900棟	約8,700棟			
死者数 (最大のケース)	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
	落下物	移動・転倒、屋内	(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)					
	約400人	約20人	約1,300人	約400人	約1,000人	約10人	約30人	*	約1,800人
計算条件：冬深夜5時、風速5m/s、早期避難率低 *：被害わずか									

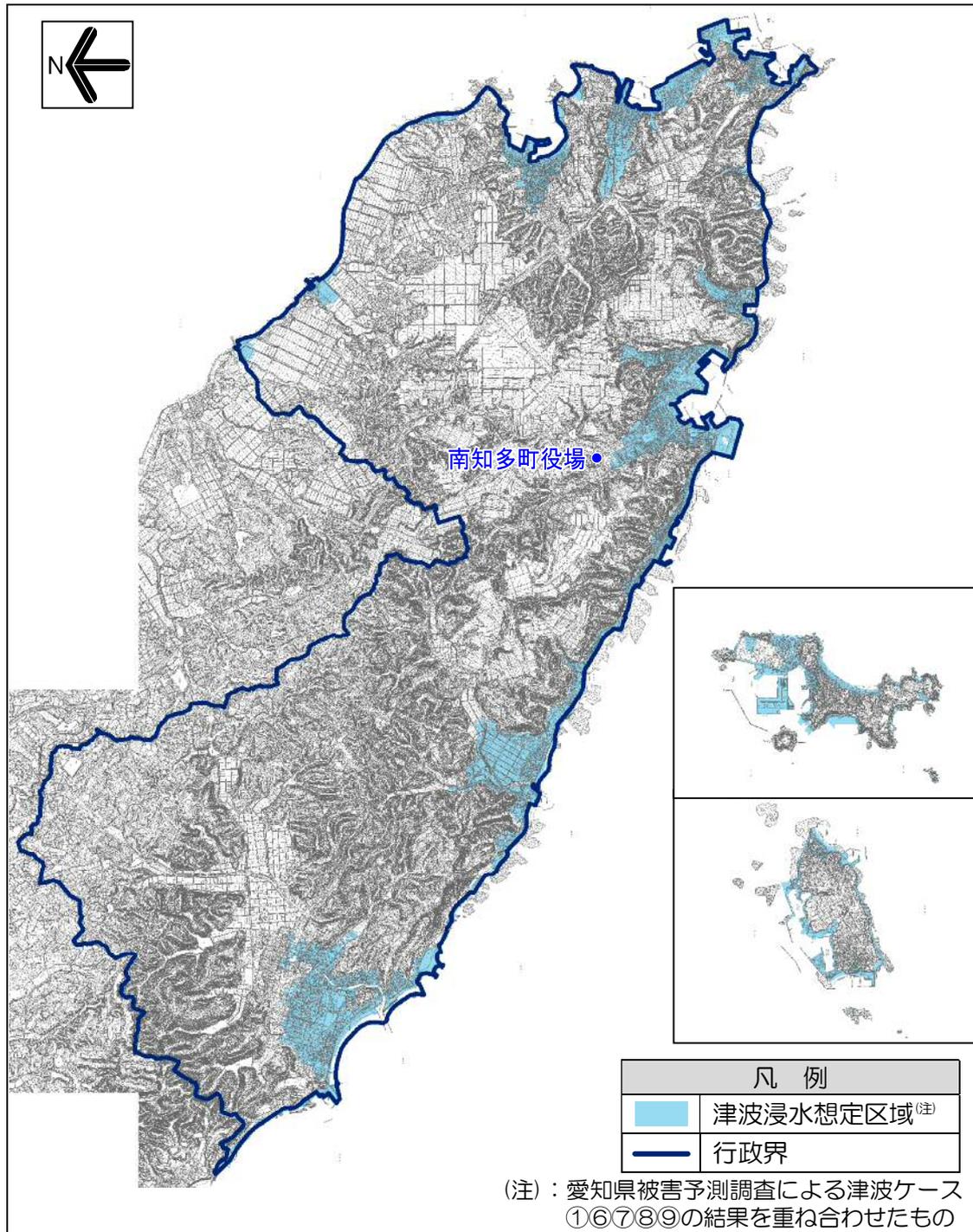
資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査
(愛知県防災会議地震部会、平成26年5月)

II. 避難計画の方針

1. 津波浸水想定区域

本町における津波浸水想定区域は、愛知県被害予測（平成 26 年 5 月公表）を踏襲します。

なお、本町の津波による浸水面積は最大で 419ha（愛知県被害予測より）とされており、これは町域（3,837ha）の約 11%を占めます。



■ 津波浸水想定区域

2. 避難対象地域

愛知県被害予測（平成 26 年 5 月公表）による津波浸水想定区域を踏まえ、本町の避難対象地域を位置づけます。

なお、津波浸水想定区域はシミュレーションによる計算結果であることから、不確実性を考慮し、津波浸水想定区域より広い範囲（バッファゾーンを含む範囲）を避難対象地域に位置づけます。

この避難対象地域は町域の約 3 分の 1 を占め、町民の 8 割以上が居住しています。

■ 避難対象地域

人 口	避難対象地域の人口 ^(注 1)	13,882 人
	町民人口 ^(注 1)	17,126 人
	避難対象地域の人口割合	81.1%
面 積	避難対象地域の面積 ^(注 2)	1,314ha
	町域面積	3,837ha
	避難対象地域の面積割合	34.2%

(注 1)：南知多町住民基本台帳（令和 2 年 12 月時点）による

(注 2)：図上求積による

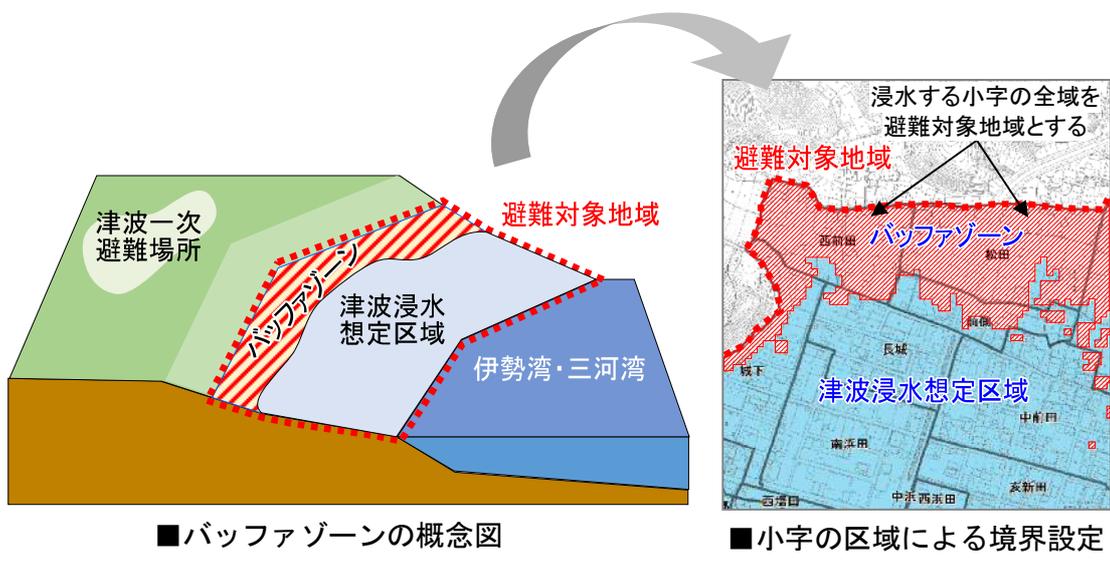
【バッファゾーンの考え方】

①小字の単位で設定

避難対象地域は、近隣住民などがまとまって避難することを見据え、小字を最小の単位として設定します。

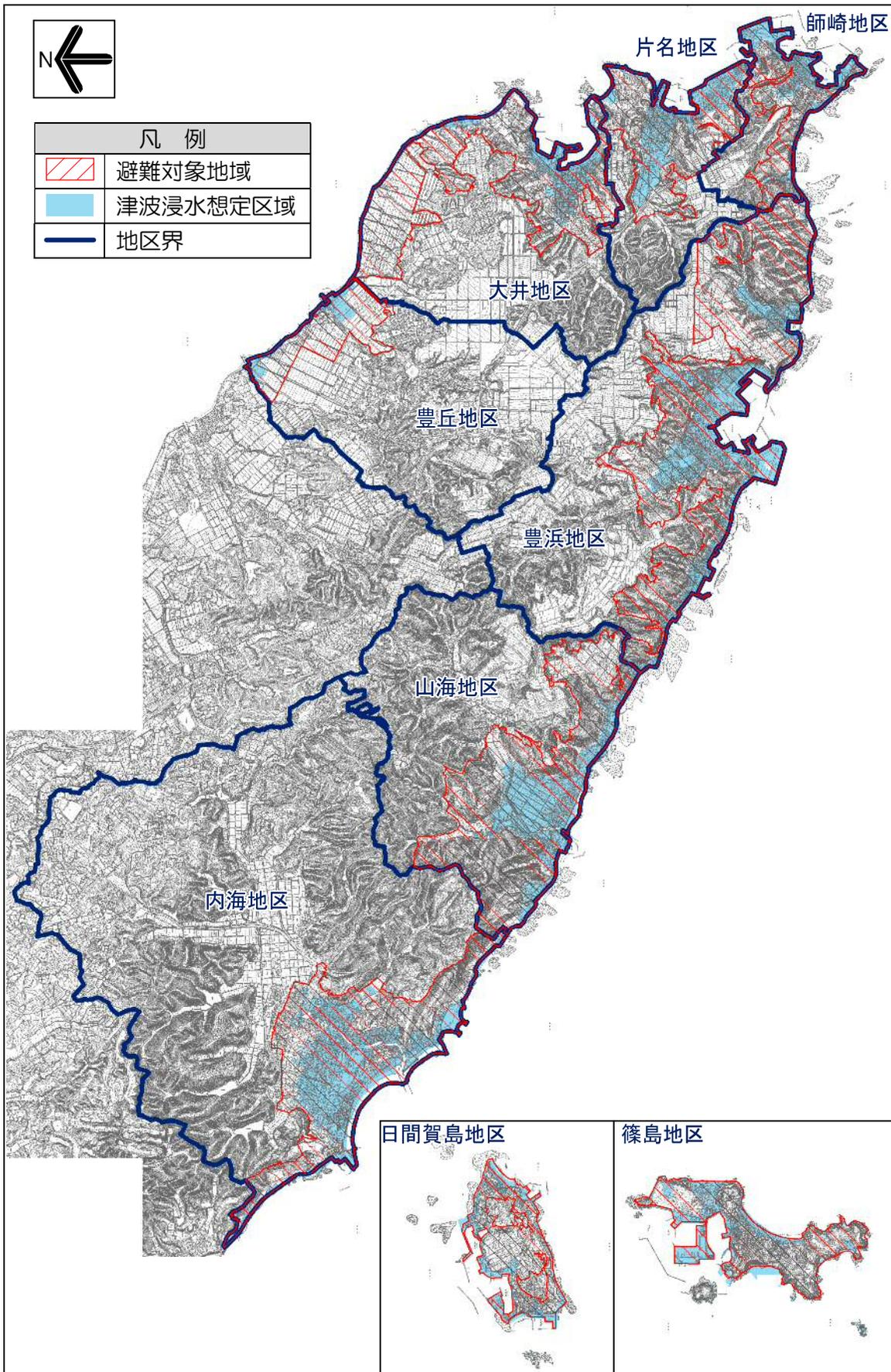
②一部が浸水する場合は全域を対象

小字の一部区域のみの浸水が想定されている場合であっても、全域を避難対象地域として設定します。



■ バッファゾーンの概念図

■ 小字の区域による境界設定



■ 避難対象地域

■避難対象地域（内海地区）

該 当 小 字						
揚西	大清水	小榎	寺後	西座頭畑	東塩田	南浜田
揚東	奥南側	五反田	寺前	西塩田	東浜田	中之郷
一色	欠ヶ下	小廻間	東郷	西端後	本田	
新田	上浜田	西郷	中根	西浜田	前側	
入口	北側	山尾	中浜	西前田	前山	
亥新田	北向	柴井	中浜田	浜岡部	松田	
内塩田	北脇	城下	中前田	馬場	南側	
浦向	口揚	高平井	長城	東座頭畑	南前田	
避難対象地域の人口						3,051 人
内海地区の全人口						3,871 人
避難対象地域の人口割合						78.8%

■避難対象地域（山海地区）

該 当 小 字						
荒井	大坪	清水	戸長	西松相	松下	山崎
荒布越	奥	高峯	苗代	橋詰	松生	
石ヶ坪	欠ヶ前	蛸城	長坂	浜田	向山	
後田	高座	天神西	七七九五	林之越	屋敷	
海見ヶ丘	河廻間	天神東	西海外	東海外	敷下	
避難対象地域の人口						702 人
山海地区の全人口						927 人
避難対象地域の人口割合						75.7%

■避難対象地域（豊浜地区）

該 当 小 字						
相筆	会下坪	河原気	下大田面	橋	中之浦	白山脇
新居	大久郷	鷺麦	塩屋浦	田名畑	中狭間	廻間
池田	大岨	鯨脇	清水谷	長命寺	中町	半月
石之浦	大畑	堅持	社宮司	月之浦	中村	東之浦
伊勢山	小佐ヶ丘	小坂	陣ノ山	大城	西之浦	孫松
一本松	小佐郷	菰之上	須佐ノ浦	峠	西之平井	薬師堂
上之山	小佐谷	郷田	草花	泊り	西狭間	山之神
打合	金久保	坂井	高浜	豊浦	西山口	
内田	上大田面	汐見台	高浜谷	鳥居	登畑	
避難対象地域の人口						3,342 人
豊浜地区の全人口						3,815 人
避難対象地域の人口割合						87.6%

■避難対象地域（豊丘地区）

該 当 小 字						
丑平井	神戸	中古山田	長嶋	東浜	森添	古山田
かに川	甚七平井	中田	西古山田	孫廻間	葎野	
避難対象地域の人口						90 人
豊丘地区の全人口						922 人
避難対象地域の人口割合						9.8%

(注)：南知多町住民基本台帳（令和2年12月時点）による人口

■避難対象地域（大井地区）

該 当 小 字						
葦廻間	丘ノ下	御所ノ奥	鳶ケ崎	松ケ平	山ノ手	和田平
井ケ奥	北側	笹ケ平	入道	真向	西園	
江崎	高辺	塩屋	聖崎	南側	三ヶ月	
大海田	小浜	堰口	浜辺	矢廻間	和田	
丘ノ上	小海田	銭亀	間哉	山田	和田ケ丘	
避難対象地域の人口						1,392 人
大井地区の全人口						1,666 人
避難対象地域の人口割合						83.6%

■避難対象地域（片名地区）

該 当 小 字						
池奥	於更	黒地	新師崎	長峯	稗田	山田平
後山	親地	郷中	寸後	西海戸	水深	
蛭子	亀井戸	新津	田尻	長谷	向畑	
大坪	川田	新仲根	長廻間	浜山	外田	
避難対象地域の人口						1,120 人
片名地区の全人口						1,149 人
避難対象地域の人口割合						97.5%

■避難対象地域（師崎地区）

該 当 小 字						
朝日町	口狭間	汁谷	寺脇	中狭間	日影	明神山
荒井	茱萸木	新町	天神山	蜂ヶ城	松田	向島
板取	神戸浦	浅間山	鳥西	蜂ヶ城谷	的場	山ノ神
折戸	栄村	高岩	鳥東	林崎	丸山	
避難対象地域の人口						1,242 人
師崎地区の全人口						1,353 人
避難対象地域の人口割合						91.8%

■避難対象地域（篠島地区）

該 当 小 字						
赤石	鯨浜	神戸	棚橋	堂山	中手島	弁財
牛取	小磯島	汐味	照浜	長浜	東山	南風崎
浦磯						
避難対象地域の人口						1,599 人
篠島地区の全人口						1,599 人
避難対象地域の人口割合						100.0%

■避難対象地域（日間賀地区）

該 当 小 字						
新井浜	亀井戸	小谷	谷ノ井	浪太	二ツ谷	浜側
石神	北地	里中	天神前	西浜	藪ノ鼻	東側
上海	久瀧道下	下海	永峯	飛駒	龍海	
小戸地	久瀧谷	常山	名化戸	広地	西側	
避難対象地域の人口						1,345 人
日間賀地区の全人口						1,824 人
避難対象地域の人口割合						73.7%

(注)：南知多町住民基本台帳（令和2年12月時点）による人口

3. 観光客

本町は海水浴や海釣りなどの県内有数の観光地であり、年間約 370 万人（平成 25 年愛知県観光レクリエーション利用者統計）の観光客が訪れています。

観光地である本町の特性を踏まえ、観光客に安心して訪れていただける環境づくりを見据え、町民に加えて沿岸部に滞在する観光客も避難者として捉えた計画とします。

■観光客の避難者数（最大となるパターン）

地 区	時期・時間帯 ^(注 1)	観光・レクリエーション ^(注 2)	避難者数 ^(注 3)
内海地区	8 月（休日）・昼間	海水浴場 釣りなど	7,980 人
山海地区	8 月（休日）・昼間	海水浴場 釣りなど	990 人
豊浜地区	8 月（休日）・昼間	魚ひろば 釣りなど	2,220 人
豊丘地区	5 月（休日）・昼間	潮干狩り	300 人
大井地区	4 月（休日）・昼間	釣りなど	240 人
片名地区	12 月・夜間	宿泊	60 人
師崎地区	8 月（休日）・昼間	釣りなど 羽豆岬	5,080 人
篠島地区	8 月（休日）・昼間	海水浴場 釣りなど	1,490 人
日間賀島地区	8 月（休日）・昼間	海水浴場 釣りなど	1,930 人

(注 1)：平成 25 年愛知県観光レクリエーション利用者統計(愛知県産業労働部)等を踏まえ、各地区で避難者数が最大となる時期・時間帯を想定

(注 2)：平成 25 年愛知県観光レクリエーション利用者統計(愛知県産業労働部)を踏まえて設定

4. 津波一次避難場所

令和 3 年 3 月時点の津波一次避難場所を示すとともに、各津波一次避難場所への避難が想定される小字、観光拠点を整理します。

なお、ここで示す津波一次避難場所（61 箇所）は、平成 24 年に各自治区（自主防災組織）が町民の避難を想定して選定した場所（片名地区については令和 2 年に見直し）です。また、避難が想定される小字は、各自治区（自主防災組織）への間取りを踏まえて整理しています。

【表の見方（14 頁～17 頁）】

- (注 1)：避難者 1 人の収容に要する面積を 1 m²とし、図上求積による避難場所面積に収容することのできる人数を算出
- (注 2)：避難対象地域のうち、南知多町住民基本台帳（令和 2 年 12 月時点）により 1 人以上が居住する小字を対象
- (注 3)：避難対象地域からの避難者は見込まれないが、近隣住民等の自主的な避難を想定

■津波一次避難場所（内海地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	町民会館グラウンド	14,940人	揚西、亥新田、西郷 柴井、城下、寺後、寺前 東郷、中浜、西塩田 南浜田	・海水浴場 （お吉ヶ浜・千鳥ヶ浜） ・釣りなど （内海新港・内海港）
2	神明社	850人	長城、西前田	—
3	県（道路上）	70人	中前田、松田	—
4	林之峯（道路上）	1,030人	亥新田、内塩田、北脇 五反田、中浜田、中前田	—
5	持宝院	1,150人	西浜田、浜岡部、馬場、 前側、中之郷	—
6	林之峯墓地	300人	北脇	—
7	内福寺集会場	1,000人	— ^(注3)	—
8	久須神社	650人	— ^(注3)	—
9	大宝寺	860人	— ^(注3)	—
10	南平井（道路上）	1,390人	欠ヶ下、東塩田	—
11	丸田（道路上）	590人	— ^(注3)	—
12	清水ノ上 （道路上）	140人	北側、南前田	—
13	八幡社	240人	入口、奥南側、上浜田 東浜田	—
14	高宮神社	1,480人	北向、高平井、中根 南側	・海水浴場（東浜）
15	西端区公民館	350人	新田、浦向、西端後 本田	—
16	熊野神社	370人	一色、小柵、山尾	・海水浴場 （小柵緑地）
合 計		25,410人	—	—

■津波一次避難場所（山海地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	河廻間（畑）	530人	河廻間、高峯	・海水浴場（西側） ・釣りなど （山海漁港西側）
2	高座（道路上）	80人	高座、高峯、橋詰	・釣りなど （山海漁港東側）
3	町道内海山海線 （道路上）	450人	荒井、欠ヶ前、長坂	—
4	蛸城（道路上）	280人	欠ヶ前	—
5	岩屋公民館	20人	— ^(注3)	—
6	鈴木（道路上）	800人	大坪、山崎	—
7	向山（町有地）	230人	荒布越、後田、西松相 松生、向山、屋敷	・海水浴場（東側）
8	海見ヶ丘 （道路上）	800人	奥、天神西、天神東 西海外、東海外、藪下	—
合 計		3,190人	—	—

■津波一次避難場所（豊浜地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	富士ヶ峰神社方面	410人	坂井、塩屋浦、中狭間 西之浦	—
2	大久郷（道路上）	500人	大久郷、菰之上、中之浦 西之浦、東之浦	・釣りなど （中州漁港）
3	白菊稻荷	420人	— ^(注3)	—
4	七福西側空地	6,230人	内田、上大田面 下大田面、清水谷 長命寺、中村、薬師堂	—
5	ロッキー奥の畑	530人	伊勢山、大岨、田名畑 西之平井、白山脇 東之浦	—
6	貝がら公園	530人	月之浦、中村、登畑 半月	・釣りなど （豊浜漁港西側）
7	須男神社	950人	相筆、会下坪、鷲麦 下大田面、鳥居、中町 中村	—
8	極楽寺	530人	相筆、須佐ノ浦、高浜	・釣りなど （豊浜漁港東側） ・魚ひろば
9	土御前神社	820人		
10	かるも保育所	2,060人	上之山、金久保、高浜 高浜谷	—
11	山之神（畑）	2,180人	新居、打合、山之神	—
12	泊（道路上）	1,150人	小佐郷、峠、泊り	—
13	大城（道路上）	50人	小佐郷、大城	—
14	陣之山（道路上）	140人	小佐郷、小佐谷、豊浦 西山口、廻間	—
合計		16,500人	—	—

■津波一次避難場所（豊丘地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	豊丘むくろじ会館	1,900人	— ^(注3)	—
2	秋葉社前	440人	— ^(注3)	—
3	南知多病院 職員駐車場 （山の上）	2,980人	かに川、中古山田 西古山田、東浜、孫廻間 葭野、古山田	・潮干狩り （乙方海岸・山田海岸）
合計		5,320人	—	—

■津波一次避難場所（大井地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	大井保育所園庭	990人	葦廻間、小浜、塩屋 銭亀、鳶ヶ崎、浜辺 間哉、山田、三ヶ月 和田ヶ丘	—
2	大井小学校裏 分別収集会場	2,000人	江崎、丘ノ上、丘ノ下 北側、堰口、入道 真向、矢廻間、山ノ手 西園	・釣りなど
3	みなと公園	710人	井ヶ奥、高辺、聖崎 南側	—
合 計		3,700人	—	—

■津波一次避難場所（片名地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	モンテジェルソ公園	900人	蛭子、於更、郷中 田尻、長谷、浜山	・宿泊施設
2	向畑（道路上）	260人	川田、西海戸、稗田 向畑、外田	—
3	新仲根（畑）	1,123人	亀井戸、新津	—
4	黒地（道路上）	940人	黒地、新師崎	・宿泊施設
5	黒地上（乙坂）	210人		
合 計		3,433人	—	—

■津波一次避難場所（師崎地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	神戸浦公園	600人	神戸浦、林崎	・釣りなど (師崎漁港)
2	南知多町師崎避難所	1,500人	荒井、浅間山、新町 日影、松田、丸山	—
3	遍照寺上 (道路上)	130人	鳥西、鳥東、向島	・釣りなど (師崎港北側)
4	遍照寺東 (寺脇・浅間山地内)	90人	朝日町、栄村、寺脇	—
5	宗真寺	620人	折戸、口狭間、茱萸木 高岩、天神山、的場 山ノ神	・釣りなど (師崎港南側) ・羽豆岬
合 計		2,940人	—	—

■津波一次避難場所（篠島地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	篠島防災センター	2,570人	浦磯、神戸、東山	・海水浴場 ・釣りなど (篠島漁港)
2	西方寺	510人	照浜	・釣りなど (蛭子ヶ鼻周辺)
3	篠島配水池前 (道路上)	500人	堂山、長浜	—
4	高峰荘下口ロータリー	440人	赤石、汐味、棚橋、弁財	—
合計		4,020人	—	—

■津波一次避難場所（日間賀島地区）

津波一次避難場所		収容 可能人数 ^(注1)	避難が想定される 小字 ^(注2)	避難が想定される 観光拠点
1	日間賀中学校	1,980人	新井浜、石神、上海 小谷、下海、常山 谷ノ井、永峯、浪太 西浜、西側、浜側、東側	・海水浴場（西側） ・釣りなど (新井浜・西浜)
2	日間賀保育所	1,240人	小戸地、亀井戸、北地 久淵道下、里中、天神前 名化戸、広地、二ツ谷 藪ノ鼻、龍海	・海水浴場（東側） ・釣りなど (久淵・小戸浜)
3	中道上・中道下・ 高野谷（道路上）	270人	— ^(注3)	—
合計		3,490人	—	—

5. 津波一次避難場所の現状

津波が到達するまでに避難を完了することが困難と想定される区域の有無を確認します。また、沿岸部からの避難者を収容できるかについて、津波一次避難場所の容量から確認します。さらに、津波一次避難場所、避難路・避難経路における危険の状況を確認します。

(1) 避難困難地域

避難対象地域から津波一次避難場所（または避難対象地域の外へ出る）までの距離が長く、津波が到達するまでに安全な場所まで避難することが困難となることが想定される区域を避難困難地域と称します。

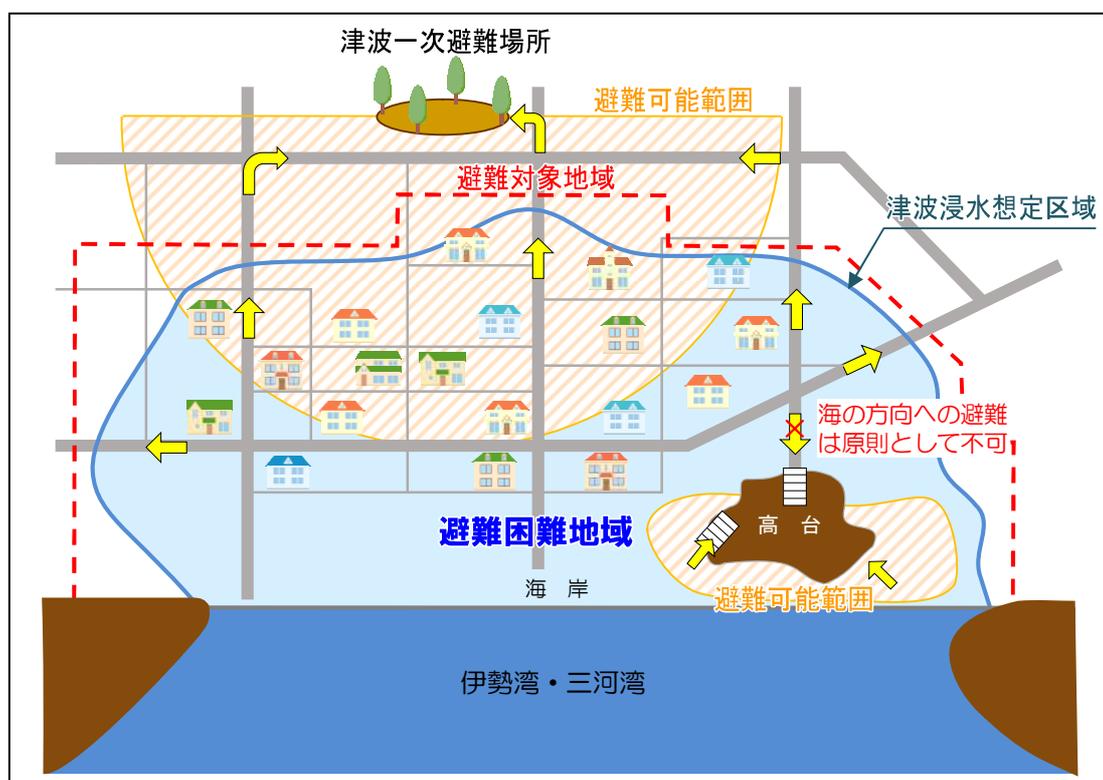
この避難困難地域は避難に要する時間と地震発生から津波が到達するまでの時間から算出します。

【避難困難地域の算出】

$$\text{総避難時間（分）} = \text{避難距離} \div \text{避難速度} + \text{避難準備時間}$$

総避難時間が津波浸水開始時間より長くなる場合は、避難困難地域と見なします。

$$\text{総避難時間（分）} > \text{津波浸水開始時間（分）} \quad \blacktriangleright \quad \text{避難困難地域}$$



■ 避難困難地域の概念図

① 避難準備時間

地震発生後、家財の散乱や災害時要配慮者の支援などにより、即座の避難が不可能となる状況も懸念されます。そのため、地震発生から 15 分を避難準備時間として見込みます。

各家庭で非常持出品を準備したり、避難訓練などで避難行動を確認したりすることによって、この避難準備時間を短縮することができれば、より早く安全な場所へ避難することができます。

② 避難速度

本計画では、避難は徒歩によることを原則とします（詳細は「8. 避難方法」を参照）。

歩行速度は、老人自由歩行速度、群集歩行速度などを考慮した 1.0m/秒（3.6km/時）を目安とします（津波避難対策推進マニュアル検討会報告書、消防庁、平成 25 年）。

本計画ではこの 1.0m/秒（3.6km/時）の歩行速度で避難ができる状態を、本計画による取組みが実施されることによって実現される目標と捉えます。

一方で、取組みが実施される以前（現状）では、津波一次避難場所の位置を把握しておらず、避難に時間を要する方の存在、避難路・避難経路の閉塞などを想定し、0.5m/秒（1.8km/時）の歩行速度を考慮します。

■ 避難速度

○本計画による取組み実施前の歩行速度（現状）	: 0.5m/秒（1.8km/時）
○本計画による取組み実施後の歩行速度（目標）	: 1.0m/秒（3.6km/時）

【目標となる歩行速度 1.0m/秒（3.6km/時）について】

平成 26 年 7 月 21 日（海の日）に町民と観光客を対象に実施された「内海海水浴場津波避難訓練」では、愛知工業大の協力により、衛星利用測位システム（GPS）を用いた避難者の行動分析が行われました。

分析により、避難者の歩行速度は 1.0m/秒を上回る結果が得られました。

避難者が津波一次避難場所の位置を把握し、避難路・避難経路が確保された状態で、秩序立って避難することができれば、歩行速度 1.0m/秒（3.6km/時）を実現することが可能と考え、今後の目標と捉えます。



写真の提供：愛知工業大学

■ 津波避難訓練の様子

③ 津波浸水開始時間

愛知県被害予測（平成 26 年 5 月公表）では海と陸の境界から約 30m 海側で +30 cm の津波を観測する時間を最短津波到達時間（本町では 18 分）として発表しています。ただし、この最短津波到達時間は陸地の浸水が始まる時間ではありません。そのため、愛知県被害予測のデータから、陸地（防潮堤や岸壁より内陸側）に津波が到達する時間を読み取り、津波浸水開始時間とします。

本町では、地震発生後、概ね 32 分で津波による陸地の浸水が始まるものと予測され、この時間を津波浸水開始時間とします。

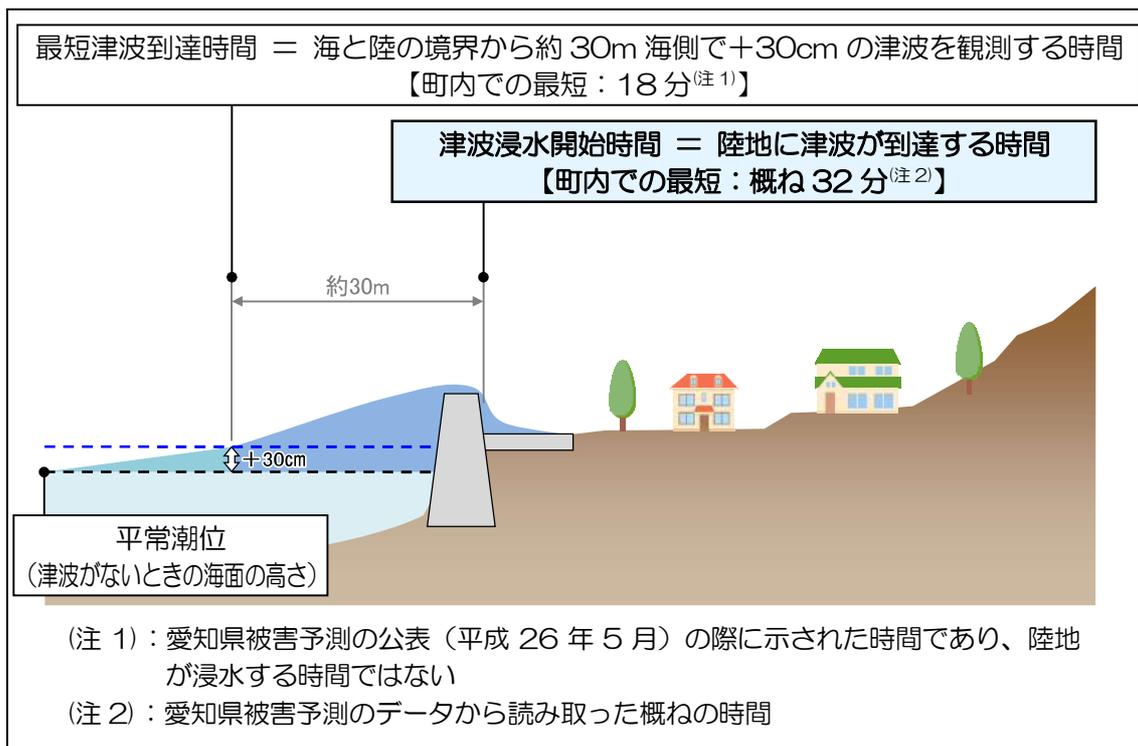
ただし、この津波浸水開始時間はシミュレーションによる計算結果であることから、実際にはさらに早くなる可能性があることを念頭に置き、より迅速に避難できるように日頃からの備えが必要です。特に、防潮堤より海側に位置する海水浴場をはじめ、海岸付近の滞在者は、津波浸水開始時間に捉われることなく、地震発生後、即座に避難を開始することが必要です。

■津波浸水開始時間

町内で最も早く陸地に津波が到達する時間
（地震発生からの時間）

概ね 32 分

(注)：ここでの整理では、海岸から津波による浸水が始まる時間を読み取っていますが、愛知県被害予測では、山海川堤防の損壊により地震発生直後に河川から浸水が始まることが予測されています。



■津波浸水開始時間のイメージ図

④ 避難困難地域

歩行速度と避難距離から算出される避難時間に避難準備時間を加味した総避難時間と津波浸水開始時間を比較することにより、避難が困難となることが想定される地域の有無を確認します。

なお、「1.0m/秒 (3.6km/時)」と「0.5m/秒 (1.8km/時)」の2つの歩行速度による避難困難地域と準避難困難地域を定義し、確認を行います。

確認の結果、避難困難地域となる小字はなく、19の小字が準避難困難地域に分類されました。

この結果は、本計画による取組みの実施によって現状が改善され、円滑かつ迅速な避難が実現されれば、津波に対して町民などの生命・身体の安全が守られる可能性が高まることを意味しており、津波避難対策の取組みによる効果の発現が期待されます。そのため、津波浸水開始までの避難を可能とするための対応策を検討していきます。

■考慮する歩行速度による避難困難地域・準避難困難地域の定義

○避難困難地域

今後の目標となる 1.0m/秒 (3.6km/時) の歩行速度で避難が困難となることが想定される区域とします。

○準避難困難地域

取組み実施前(現状)を想定した 0.5m/秒 (1.8km/時) の歩行速度で避難が困難となることが想定される区域であり、今後、避難場所の確保や避難路・避難経路の整備、避難体制の強化などによってより円滑かつ迅速な避難可能となるよう、対策を図るべき地域とし、本計画では「準避難困難地域」と称します。

【避難困難地域・準避難困難地域の算出例】

例1: 1.5kmの距離の避難を要する場合



避難困難地域

○歩行速度 0.5m/秒 (1.8km/時)

総避難時間 = 1.5km ÷ 1.8km/時 + 避難準備時間 (15分)

= 65分 > 津波浸水開始時間 (概ね 32分) ⇒ **避難不可**

○歩行速度 1.0m/秒 (3.6km/時)

総避難時間 = 1.5km ÷ 3.6km/時 + 避難準備時間 (15分)

= 40分 > 津波浸水開始時間 (概ね 32分) ⇒ **避難不可**

例2: 0.8kmの距離の避難を要する場合



準避難困難地域

○歩行速度 0.5m/秒 (1.8km/時)

総避難時間 = 0.8km ÷ 1.8km/時 + 避難準備時間 (15分)

= 42分 > 津波浸水開始時間 (概ね 32分) ⇒ **避難不可**

○歩行速度 1.0m/秒 (3.6km/時)

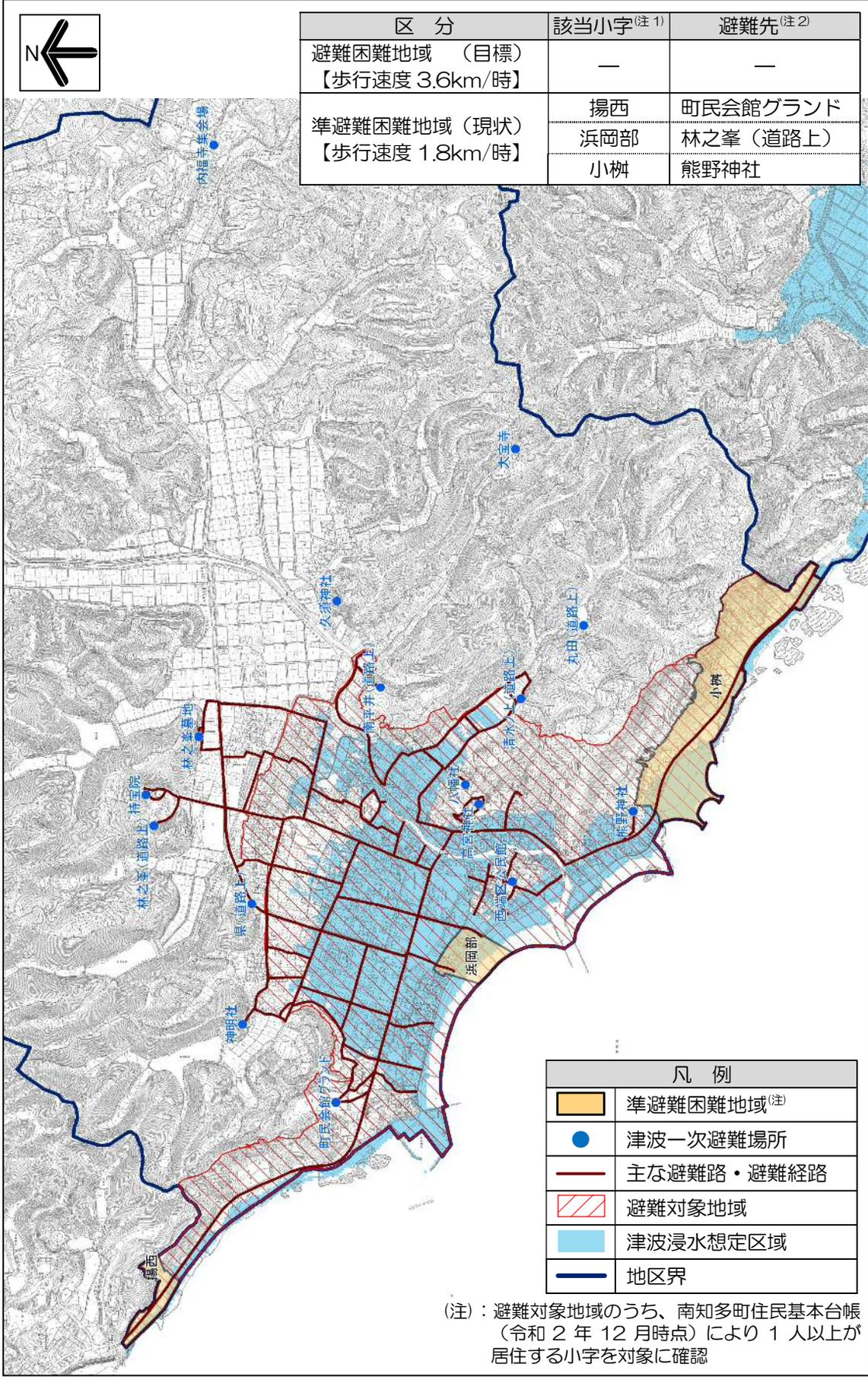
総避難時間 = 0.8km ÷ 3.6km/時 + 避難準備時間 (15分)

= 29分 < 津波浸水開始時間 (概ね 32分) ⇒ **避難可能**

【表の見方（23頁～31頁）】

（注 1）：避難対象地域のうち、南知多町住民基本台帳（令和 2 年 12 月時点）により 1 人以上が居住する小字を対象

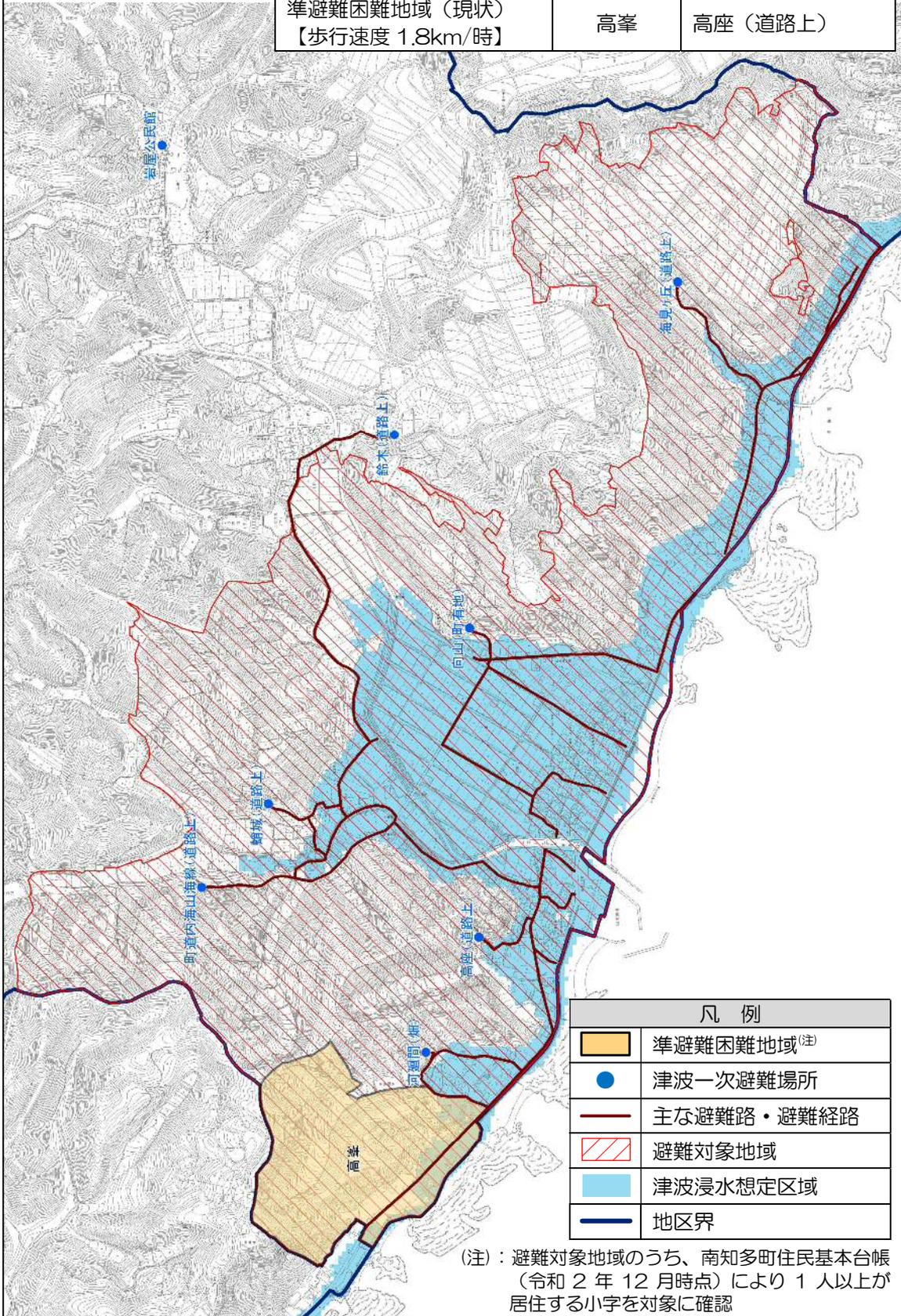
（注 2）：各小字からの避難先に複数の候補がある場合は、避難困難地域・準避難困難地域となる津波一次避難場所のみを記載



■ 避難困難地域 (内海地区)



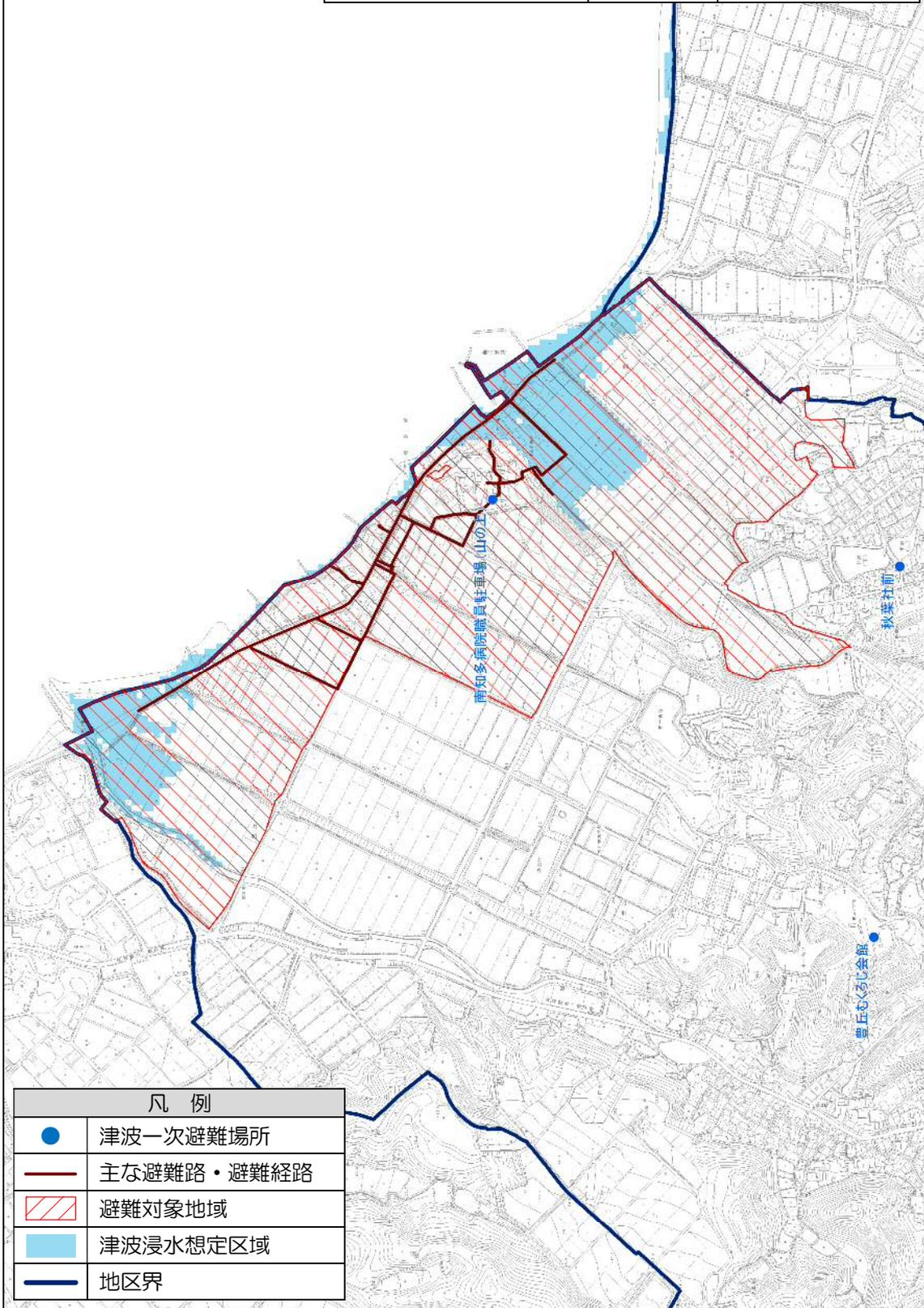
区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	高峯	高座 (道路上)



■ 避難困難地域 (山海地区)



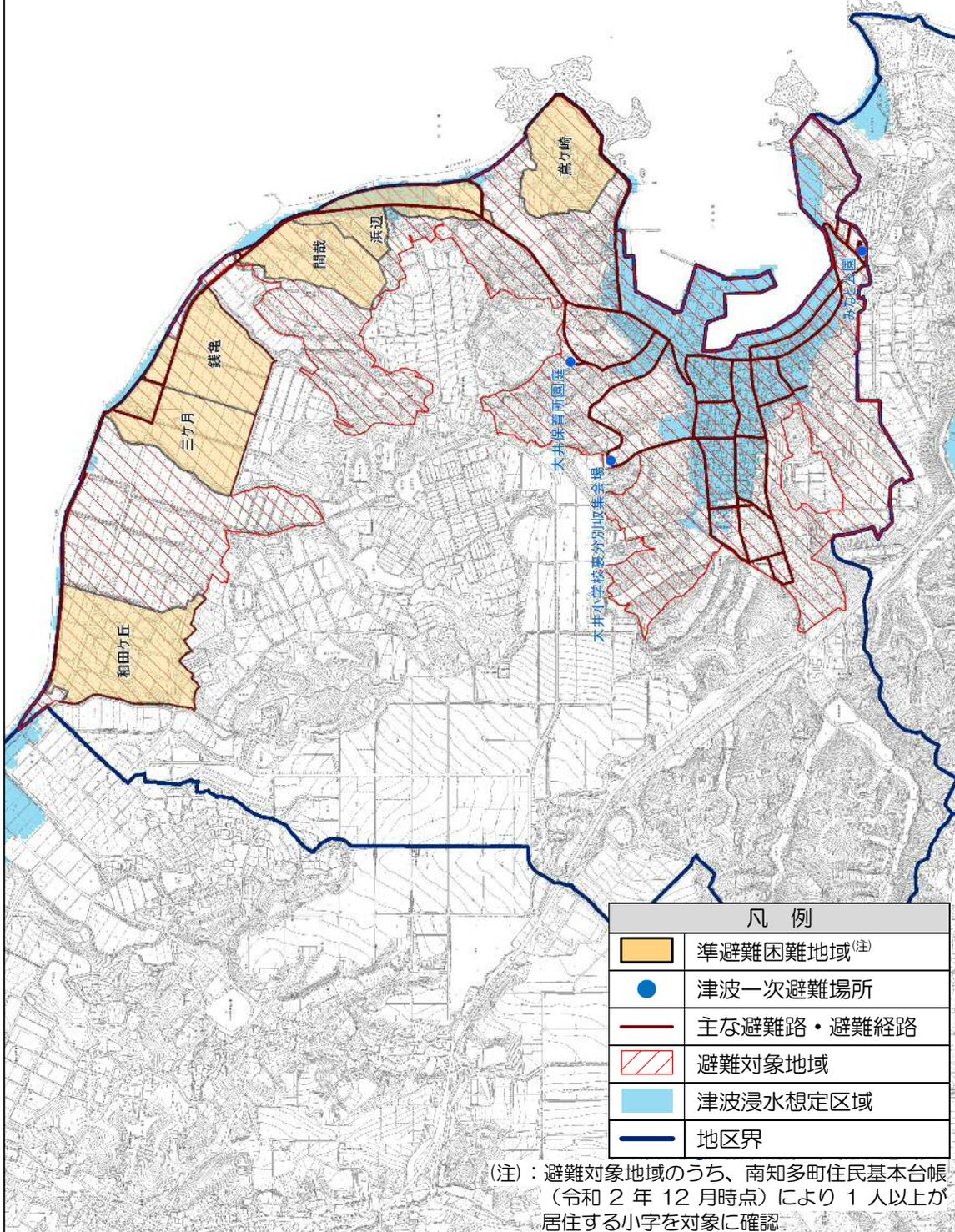
区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	—	—



■ 避難困難地域 (豊丘地区)



区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	和田ヶ丘	大井保育所園庭
	三日月	
	銭亀	
	間哉	
	浜辺 鷹ヶ崎	



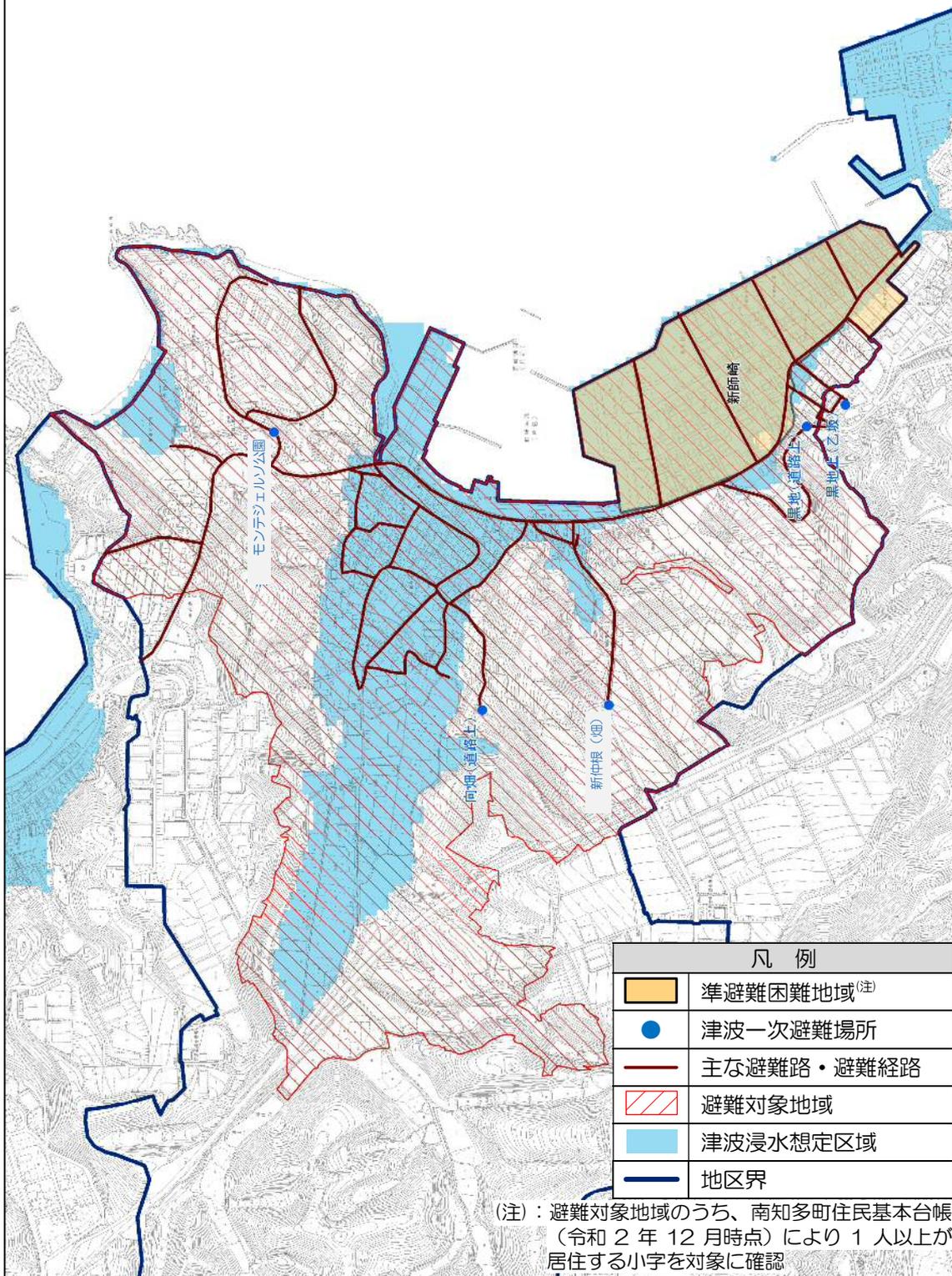
凡例	
	準避難困難地域 ^(注)
	津波一次避難場所
	主な避難路・避難経路
	避難対象地域
	津波浸水想定区域
	地区界

(注)：避難対象地域のうち、南知多町住民基本台帳(令和2年12月時点)により1人以上が居住する小字を対象に確認。

■ 避難困難地域 (大井地区)



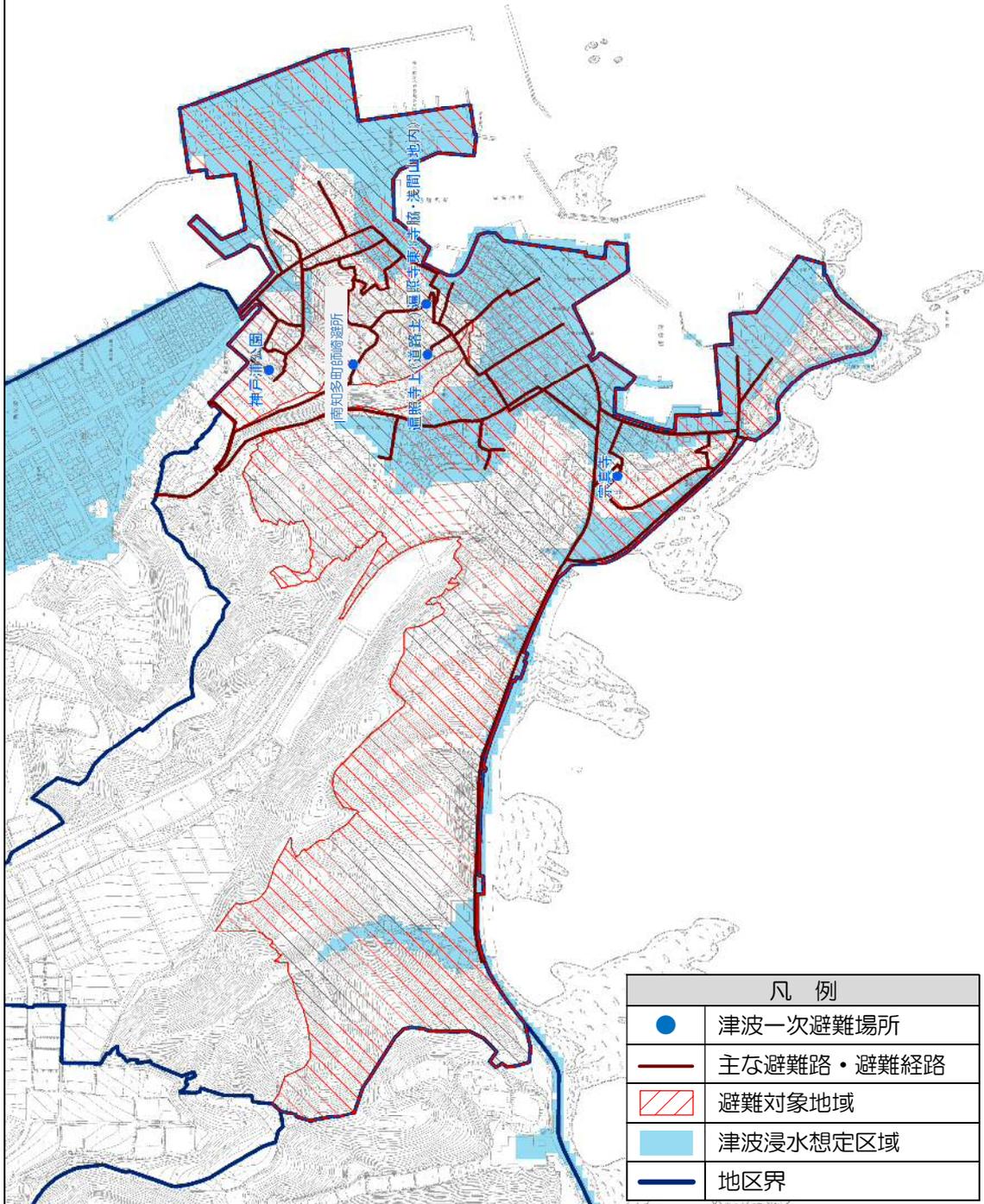
区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	新師崎	黒地 (道路上)



■ 避難困難地域 (片名地区)

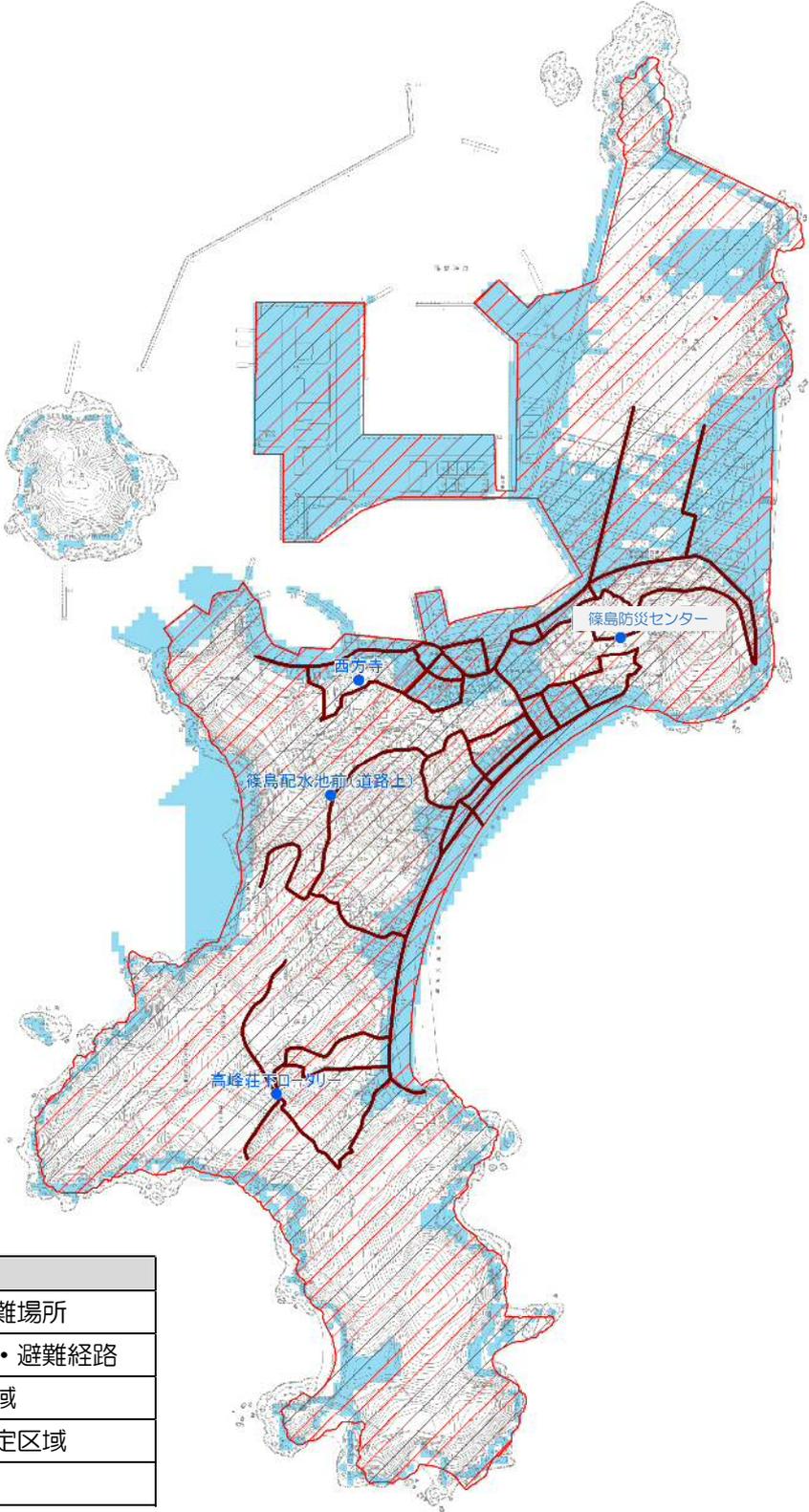


区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	—	—



■ 避難困難地域 (師崎地区)

区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	—	—

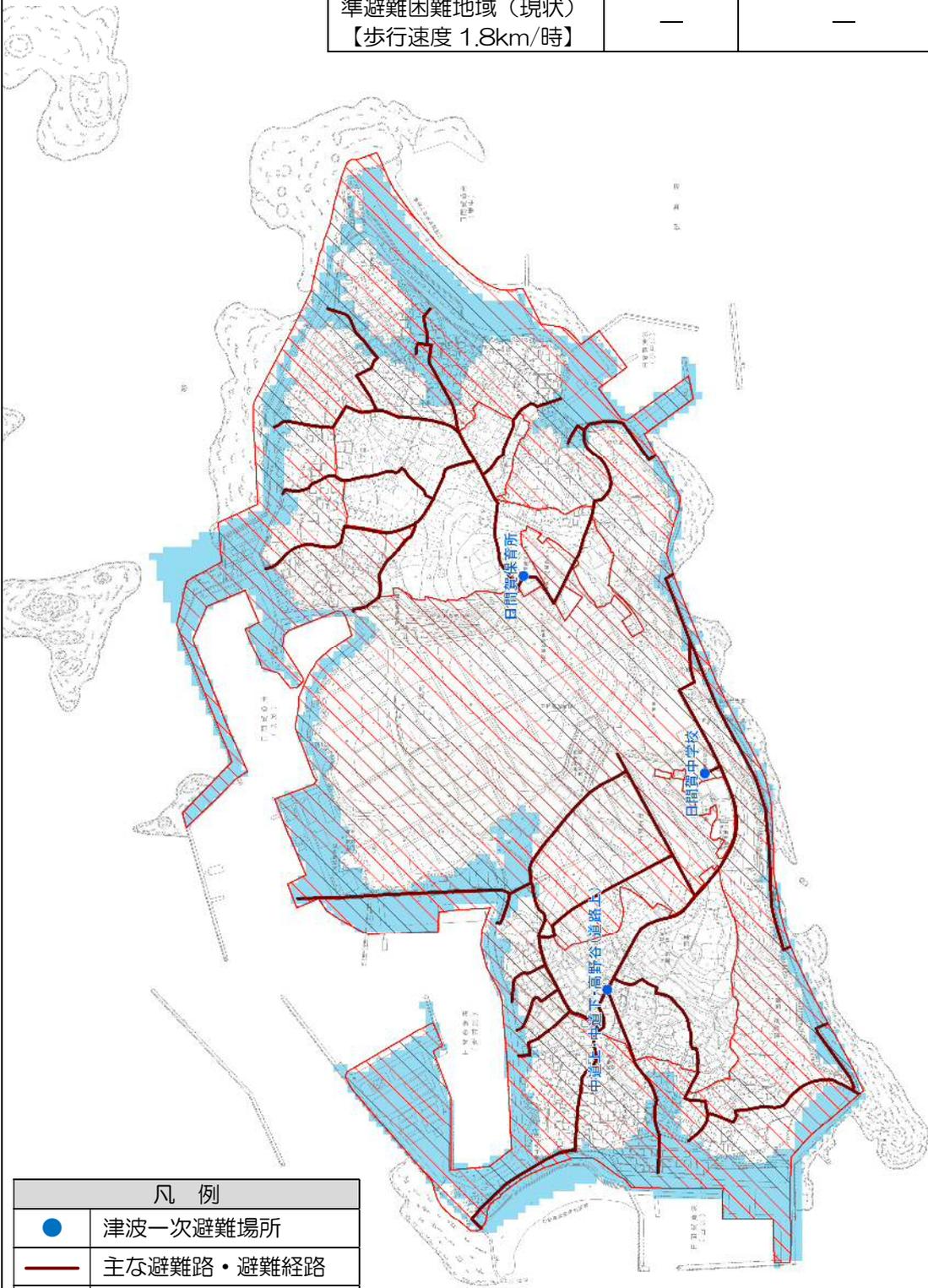


凡例	
●	津波一次避難場所
—	主な避難路・避難経路
▨	避難対象地域
■	津波浸水想定区域
—	地区界

■ 避難困難地域 (篠島地区)



区分	該当小字 ^(注1)	避難先 ^(注2)
避難困難地域 (目標) 【歩行速度 3.6km/時】	—	—
準避難困難地域 (現状) 【歩行速度 1.8km/時】	—	—



凡例	
●	津波一次避難場所
—	主な避難路・避難経路
▨	避難対象地域
■	津波浸水想定区域
—	地区界

■ 避難困難地域 (日間賀島地区)

(2) 津波一次避難場所の容量

各津波一次避難場所の収容可能人数に対し、想定される避難者を収容することができるかを確認します。

なお、「①：避難対象地域に居住する町民全員を収容することができるか」及び「②：町民と観光客を併せた最大数の避難者を収容することができるか」の2つの視点から確認を行います。

確認の結果、避難者を収容するにあたり、容量が不足する可能性のある津波一次避難場所は以下のとおりです。ただし、確認に用いる避難者数は時期・時間帯、避難先などの想定による目安であり、必ずしも以下のとおりの状況となるものではありません。また、道路上であったり、道路に面している津波一次避難場所については、道路を活用し、避難者の整序を図ることができれば、より多くの避難者を収容することができるものと考えられます。今後においては、地域による避難方法の検討と連携しながら、避難場所容量の確保に向けた対応策を検討します。

■容量が不足する可能性のある津波一次避難場所

地区名	① 町民のみ ^(注1) を収容する場合	② 町民 ^(注2) と観光客 ^(注3) を収容する場合
内海地区	県（道路上）	県（道路上）
	—	熊野神社
山海地区	高座（道路上）	高座（道路上）
	向山（町有地）	向山（町有地）
豊浜地区	—	大久郷（道路上）
	—	貝がら公園
豊丘地区	—	—
大井地区	—	—
片名地区	—	—
師崎地区	遍照寺上（道路上）	遍照寺上（道路上）
	遍照寺東（寺脇・浅間山地内）	遍照寺東（寺脇・浅間山地内）
	—	神戸浦公園
	—	宗真寺
篠島地区	—	—
日間賀島地区	—	日間賀保育所

(注1)：「2. 避難対象地域」による避難対象地域の人口

(注2)：「3. 観光客の避難者数」の設定時間帯と整合した昼間人口または夜間人口

(注3)：「3. 観光客の避難者数」による設定避難者数

(3) 津波一次避難場所、避難路・避難経路の状況

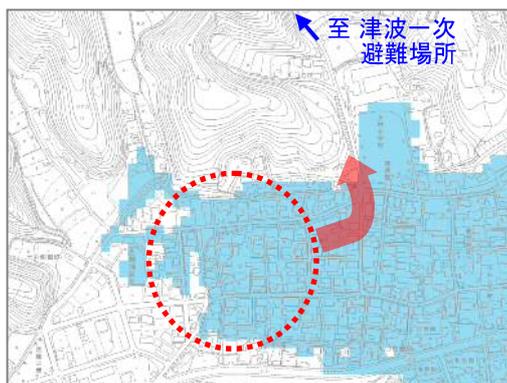
各津波一次避難場所及び津波一次避難場所へアクセスするための避難路・避難経路の状況を確認し、避難者が安全に避難することが可能かを整理します。

整理の結果から、避難に際しての危険が確認された場合は、危険の状況に応じ、安全な避難に向けた対応策を検討します。

【津波一次避難場所の状況（一例）】



敷地が狭く、足場が悪いことなどから、避難行動及び一定時間の滞在に際して、避難者に及ぶ危険が懸念される。（山海地区）



避難対象地域から津波一次避難場所への避難に際し、海の方角への避難を要することから、避難者へ及ぶ危険が懸念される。（大井地区）

【避難路・避難経路の状況（一例）】



地震によって落橋した場合、津波一次避難場所へアクセスするための唯一の避難路・避難経路が寸断される可能性がある。（豊浜地区）



狭い道路の沿道の建物やブロック塀が倒壊した場合、避難路・避難経路が閉塞される可能性がある。（篠島地区）

6. 津波一次避難の安全性を高める取組みの方針

「5. 津波一次避難場所の現状」の確認結果を踏まえ、津波からの一次避難にあたっての安全性を高めるための対策などを検討し、取組みを進めます。

(1) 津波一次避難の安全性を高める取組みの考え方

津波一次避難の安全性を高める取組みの実施に当たっては、以下の3段階を基本に検討を進めていきます。検討にあたっては、地域の津波一次避難に対する危険の状況を把握し、優先性を判断しながら取組みを進めていきます。

また、施設整備などの取組みと併せて、地域との連携による避難体制の整備や訓練の実施などの取組み（「IV. 確実な避難を実現するための取組み」参照）によって避難時間の短縮を図るなど、津波一次避難の安全性の向上に向けた相乗効果を創出していきます。さらに、地域との協働を見据え、自主防災組織などが実施する取組みへの支援を行います。

① 既存の津波一次避難場所への避難路・避難経路の安全性及び機能の向上

準避難困難地域をはじめ、避難時間が長くなる地域については、避難時間の短縮を図るための対応を検討します。

また、避難路・避難経路沿道施設の耐震化の促進や避難路・避難経路上の橋梁の耐震化など、既存の津波一次避難場所への避難の確実性を高める対策を検討します。

さらに、誰もが避難方向を理解でき、平時は教育・啓発の機能を果たす避難誘導サインの設置など、避難路・避難経路の機能を高める対策を検討します。

② 既存の津波一次避難場所の安全性及び機能の向上

津波一次避難場所（61箇所）は、各自治区（自主防災組織）が町民の避難を想定して選定した場所であるため、特に、町民のみが避難した場合にも容量が不足する津波一次避難場所（5箇所）については、下記③を含めた対応を検討します。

また、既存の津波一次避難場所の改善を図り、機能を高める対策を検討します。

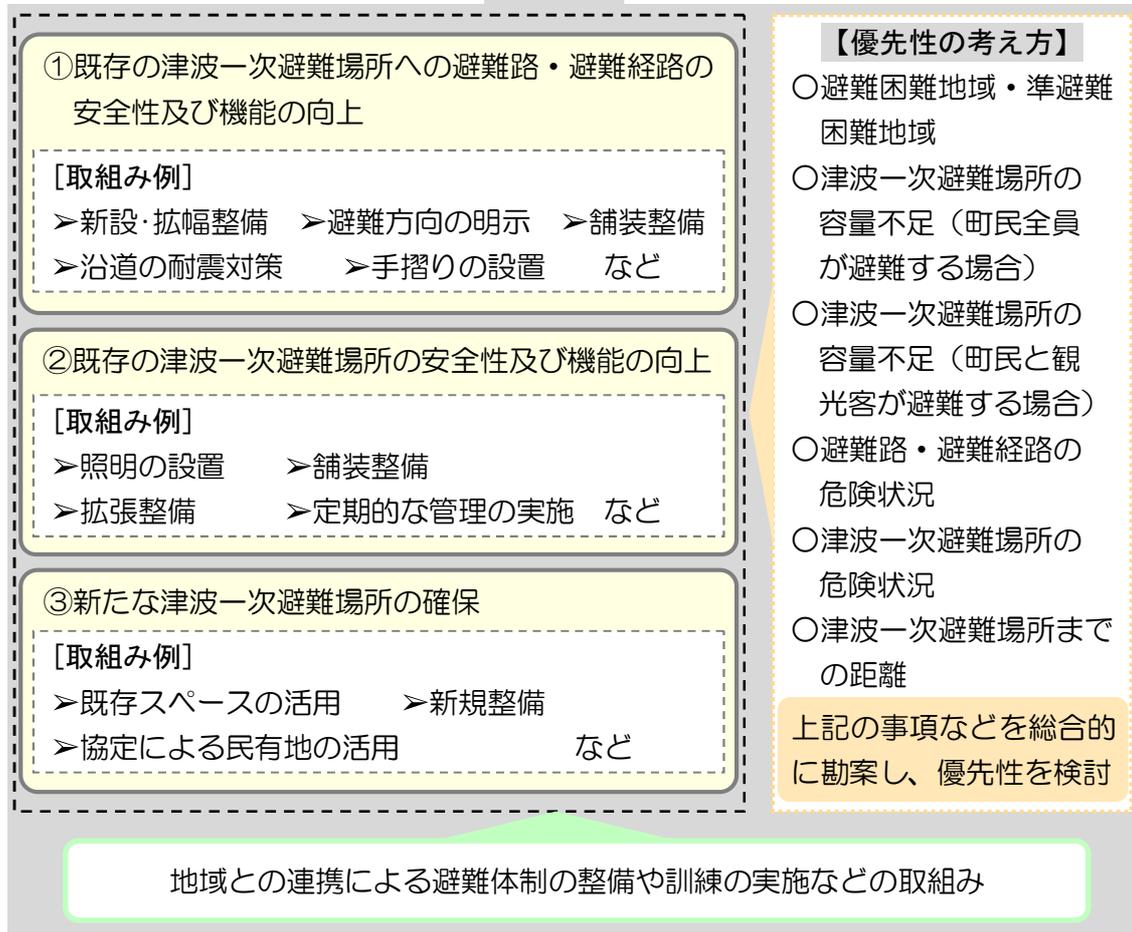
③ 新たな津波一次避難場所の確保

既存の津波一次避難場所への対応のみでは安全性の向上が不十分と考えられる場合には、新たな津波一次避難場所の確保を検討します。

確保にあたっては、民間事業者などとの協定締結や町有施設の活用など、既存スペースの有効活用を検討し、早期に津波一次避難場所が確保されるよう留意します。

新規に津波一次避難場所の整備が必要となる場合は、本町の地形条件を踏まえながら、避難スペースの確保を検討します。

津波一次避難の安全性向上



■津波一次避難の安全性を高める取組みのイメージ

(2) 上位・関連計画との連携による取組みの推進

津波一次避難の安全性を高める取組みの推進にあたり、町の総合計画や地域防災計画、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画との相互連携を図ります。こうした計画との連携によって、より実現性を高め、個別の整備計画を策定するなど、計画的かつ着実な取組みの実施に努めます。

【特定の避難者の考え方について】

①学校施設

小・中学校や保育所の児童・生徒について、本計画では在宅時間帯を想定し、町民の人口に含めて検討しています。ただし、在校時間帯に発災した場合、一部の児童・生徒は在宅時と在校時の津波一次避難場所が同一になるものと考えられますが、在宅時とは別の津波一次避難場所へ避難する児童・生徒が存在することも想定されます。

そのため、各学校が避難場所として設定している場所と本計画で位置づける津波一次避難場所が重複することを踏まえ、訓練などを通して、整序の取れた避難者の収容方法を確認・確立する方策を検討します。

■大津波警報発令時に高台避難を想定している学校

学校名	児童 生徒数 ^(注1)	避難場所 ^(注2)	本計画で位置づける 津波一次避難場所との重複
内海小学校	209人	持宝院近くの裏山	○ 林之峯（道路上）
内海中学校	89人	持宝院近くの裏山	○ 林之峯（道路上）
豊浜小学校	157人	南知多町役場	—
大井小学校	69人	学校北の高台	○ 大井小学校裏分別収集会場
師崎小学校	61人	南知多町師崎避難所	○ 南知多町師崎避難所
師崎中学校	93人	モンテジェルソ公園	○ モンテジェルソ公園
篠島小学校	84人	学校北の高台	○ 高峰荘下ロータリー
篠島中学校	37人	学校北の高台	○ 高峰荘下ロータリー

(注1)：令和2年度南知多町小中学校児童生徒数及び学級数（5月1日現在）より

(注2)：学校防災マニュアル（令和2年度改定版 南知多町教育委員会）より

②事業者等

本計画で設定する津波一次避難場所は、各自治区（自主防災組織）が町民の避難を想定して選定した場所であり、本町で事業を行う事業者や漁業関係者の避難を見込んだものではありません。

ただし、本計画で設定する避難者は在宅時間帯を想定しているため、事業者・漁業関係者の一部（町民）は避難者に含まれています。

今後においては、事業者・漁業関係者との調整を図りつつ、安全な津波一次避難を実現するための方策を検討していきます。

③イベント・行事の来訪者

本町では、豊浜の鯛祭りや内海の花火大会、篠島・日間賀島のぎおん祭など、多くの来訪者を集めるイベント・行事が開催されます。

本計画では、特定日の開催となるこれらのイベント・行事への来訪者を避難者数に見込んでいません。

そのため、イベント・行事の主催者に対し、道路上を活用した避難者の収容や避難手段について、予め計画し、周知を図るよう求めます。

■主なイベント・行事

イベント・行事名	開催月
内海花火大会	8月
豊浜鯛祭り	7月
篠島ぎおん祭	7月
日間賀島ぎおん祭	7月

7. 津波避難ビル

本町では、町有施設を津波避難ビルに位置づけているほか、ホテル・旅館及び金融機関などの施設との間に、津波災害時の緊急な避難先としての利用協定を締結し、津波避難協定ビルに位置づけています。

津波避難ビルは、周囲が津波によって浸水した場合には孤立する可能性が高いこと、想定を上回る津波が襲来した場合や火災による延焼が迫った場合にさらに避難することが困難となること、津波で流された大型船の衝突による損傷などが懸念されます。

そのため、本計画では、津波浸水想定区域外に立地する津波一次避難場所を目指して避難することを原則とします。ただし、身体的な理由などにより、津波一次避難場所までの避難が困難な場合や沿岸部で逃げ遅れた場合などには、この津波避難協定ビルへ緊急的に逃げ込むことを可能にするものです。

今後、必要性に鑑み、高層建築物の所有者・管理者の理解を得つつ、津波避難協定ビルの追加に向けた協定締結を進めていきます。

■津波避難ビル（令和3年3月時点）

地区	津波避難ビル名称 (協定締結年月日)	使用範囲	建築年	収容 可能人数
内海	豆千待月 (H18.2.27)	3階広間、3・4階廊下	H2	161人
山海	源氏香 (H18.2.28)	3階屋上、3階中広間 3階廊下	H12	230人
	うめ乃湯 (H18.2.24)	3階休憩室	H5	237人
豊浜	田中屋 (H18.2.24)	3階・4階廊下 3階・4階非常階段踊り場	H11	66人
	知多信用金庫豊浜支店 (H25.10.2)	3階、屋上	H25	352人
大井	三好屋 (H18.2.24)	3階廊下、客室、ベランダ	H1	64人
	大漁園 (H26.3.31)	3階廊下	H1	24人
片名	やまや (H18.2.24)	3階廊下、4階広間・通路	S61	120人
師崎	美舟 (H18.2.24)	3階～7階廊下	S62	710人
	師崎公民館 (—)	3階	S57	125人
篠島	篠島ロイヤルホテル香翠荘 (H18.2.21)	3階廊下	S59	36人
	南風 (H18.2.21)	3階・4階廊下	S57	39人
日間賀島	いすず館 (H18.2.27)	3階～5階廊下 3階大広間、3階ベランダ	H3	205人
	晴快荘 (H18.2.27)	3階大広間、3階～5階廊下	H6	191人
	すず屋 海遊亭 (H18.2.27)	3階～6階廊下	H11	124人
	日間賀島漁業協同組合 (H18.2.27)	3階健康管理ルーム No.1～ No.3、廊下	H7	225人

8. 避難方法

本計画では、避難は徒歩によることを原則とします。しかし、やむを得ず自動車による避難を検討せざるを得ない状況も考えられるため、あらかじめ避難方法を検討する必要があります。

(1) 徒歩避難を原則とする理由

以下のような理由から、津波からの避難は原則として徒歩によるものとします。

■徒歩避難を原則とする理由（自動車避難に際しての危険性）

- 地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊、落下物などによる交通障害が起こるおそれがあること
- 避難車両の集中によって渋滞が発生し、避難が遅れる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすおそれがあること
- 幅員の狭い道路ではすれ違いや方向転換が困難となるほか、交通量の多い幹線道路との交差部や避難車両の駐車場所などでは、円滑な交通処理が行われないおそれがあること
- 避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること
- 徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあること

(2) 避難方法の検討の必要性

徒歩による避難を原則とするものの、津波一次避難場所までの距離が長くなる地域や高齢者や身体障がい者などの存在を踏まえると、自動車を用いざるを得ない状況も考えられます。

ただし、無秩序な自動車避難を認めるものではなく、地域において一定の利用条件やルールを定めた上で、適切な避難行動を促す必要があります。

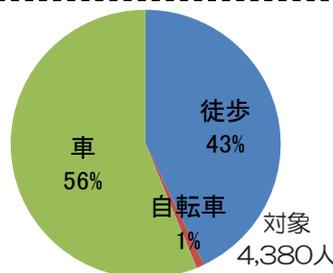
そのため、今後、地域と連携しながら、自動車避難のルールづくりを行う仕組みを検討していきます。

■自動車避難を検討する際の主な留意事項

- ◇自動車避難を検討せざるを得ない地域、自動車避難の適さない地域の条件整理を行うなど、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ設定する必要がある。
- ◇徒歩による避難者の避難行動を妨げることなく、自動車の円滑な通行が可能となる経路（歩車分離、幅員が確保された道路など）を選定する必要がある。
- ◇訓練などを実施することにより、徒歩避難者と自動車が混在した場合にも、円滑かつ安全な避難が実現される体制づくりと避難ルールの周知・徹底を図る必要がある。

【東日本大震災当時の避難実態について】

東日本大震災当時の避難では原則とされている徒歩避難は半数以下、一方、自動車避難が半数以上という状況であった。



出展：津波被災市街地復興手法検討調査 とりまとめ
(国土交通省、平成24年4月)

III. 初動体制の方針

1. 職員の参集体制・伝達

職員は、町内で津波警報や注意報が発表された場合、あるいは強い地震が発生した場合は速やかに以下のとおり非常配備態勢をとるものとします。

(1) 非常配備の基準

■非常配備の基準

種別	配備基準 (津波に関連する基準)	配備内容	備考
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき又は報道に接したとき 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 主として情報の収集及び伝達を実施する 直ちに第2非常配備態勢に必要な要因が確保できる体制とする 	災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につく
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾、三河湾に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき 町域に震度5弱の地震が発生したとき 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 各種対策活動に支障のない人員をもってあたる 事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに応急対策活動を開始できる体制とする 	必ず災害対策本部が設置される
第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 町域に震度5強以上の地震が発生したとき 東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令がされたとき その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 所要の人員全員をもって、応急対策活動にあたる 	必ず災害対策本部が設置される

(注)町長は、この基準のほか、災害の状況その他により、特定の班のみ配備の指令を発することができます。

資料：南知多町地域防災計画-地震・津波災害対策計画-（令和3年3月修正）

(2) 非常配備の伝達

① 平常時（勤務時間内）の職員の非常連絡

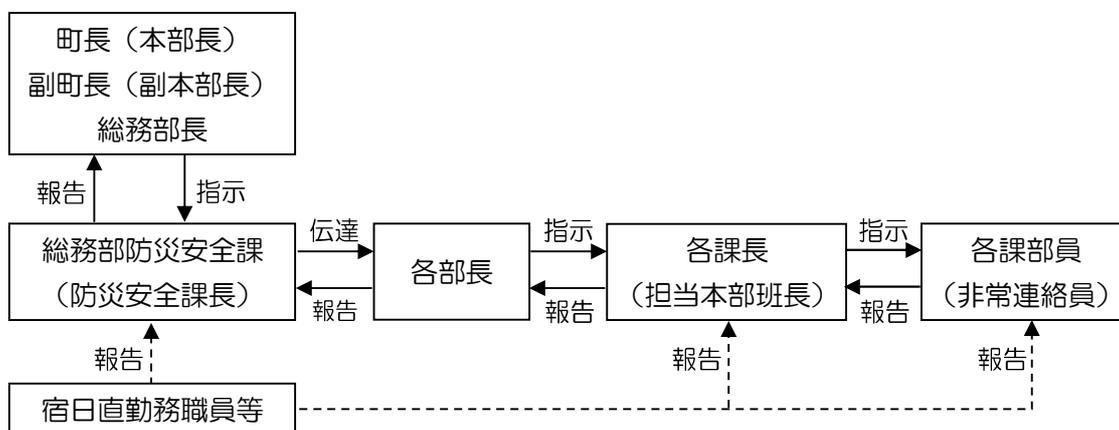
- a. 総務部防災安全課は、勤務時間内に、防災行政無線その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、町長、副町長及び総務部長に報告し、配備体制の指示を受け各部長・課長に連絡するものとします。
- b. 各部長・課長等は、あらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の部員に対して周知徹底します。

資料：南知多町地域防災計画 -地震・津波災害対策計画-（令和3年3月修正）

② 勤務時間外、休日等における職員の非常連絡（非常連絡及び動員）

- ・非常連絡員
 - 各部長は、非常連絡を円滑に行うため、その所管課ごと正副2名の非常連絡員を定め、あらかじめ総務部長に届け出ておくものとします。
- ・非常連絡
 - 宿日直勤務職員等は、非常配備に該当する注意報・警報又は災害に関する緊急情報を受領したときは、直ちに防災安全課長、担当本部班長その他必要な者に報告しなければなりません。
 - 宿日直勤務職員等は、災害に関し、その他上司から指示を受けたときは、状況判断により必要な箇所に緊急連絡を行います。
 - 各課の非常連絡員は、上記により宿日直勤務職員等から連絡を受けたときは、直ちに関係上司に報告するとともにその指示に基づき所属職員に連絡を行います。
 - 非常連絡員により連絡を受けた職員は直ちに登庁し、所要の任務につくものとします。
 - 各部長・課長等は、あらかじめ部課員の非常連絡の系統を定め、所属の部課員に対し周知徹底を図らなければなりません。

資料：南知多町地域防災計画 -地震・津波災害対策計画-（令和3年3月修正）



■非常配備の伝達体制

2. 津波情報等の収集・伝達

気象庁が発表する津波に関する警報や津波情報の町民などへの発信・伝達体制は以下の通りです。

(1) 津波に関する警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震発生後、約 3 分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。

①マグニチュード8を超える巨大地震の場合

巨大という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます。

②正確な地震の規模が分かった場合

予想される津波の高さを1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します。

■津波警報・注意報の種類

警報・注意報の種類	予想される津波の高さ	
	巨大地震の場合の発表	発表する値（高さの区分）
大津波警報 （特別警報）	巨大	10m 超（10m～）
		10m（5～10m）
		5m（3～5m）
津波警報	高い	3m（1～3m）
津波注意報	（表記しない）	1m（0.2～1m）

資料：気象庁ホームページ

【津波予報区について】

愛知県が属する津波予報区は、愛知県外海（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る）及び伊勢・三河湾（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く）であり、本町が属するのは伊勢・三河湾になります。

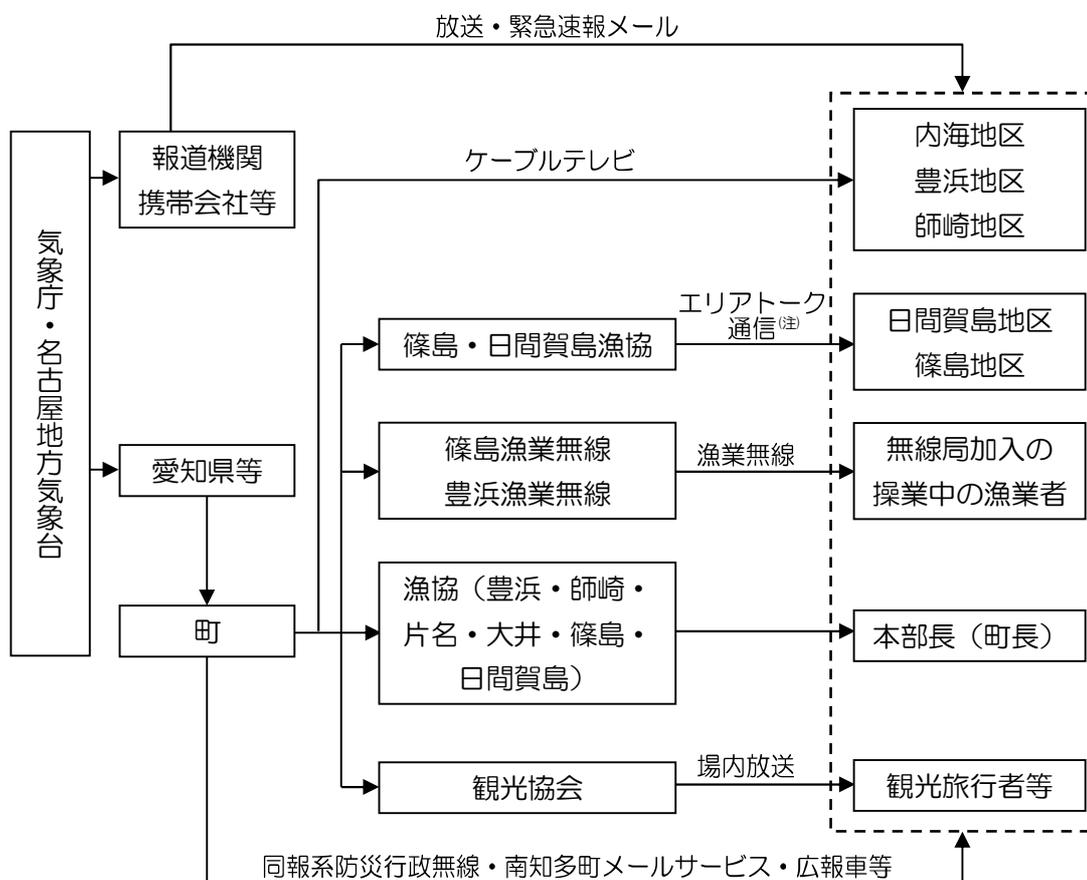


資料：南知多町地域防災計画-地震・津波災害対策計画-（令和3年3月修正）

■本町の津波予報区

(2) 津波情報等の伝達

気象庁等から発表される津波情報等の基本的な伝達系統は以下の通りです。



(注)：同報系防災行政無線と連動

■津波情報等の伝達体制

(3) 情報伝達にあたって留意するポイント

津波警報・注意報や避難勧告・指示の情報等を町民や観光客等に迅速かつ正確に伝達するため、以下の点に留意する必要があります。

① 確実に機能する情報伝達体制の確立

町の体制を具体的・詳細に地域防災計画などに記載するとともに、情報を受ける地域の体制についても具体的に名前などを把握します。

② 情報伝達手段の多様化

防災行政無線のみに頼ることなく、緊急速報メールやラジオ放送などの既存の伝達媒体を用いることにより、伝達手段の多様化を確保する必要があります。

③ 海岸付近にいる者への情報伝達

漁業・港湾関係者や、観光客、海水浴客、釣客など、海岸付近に滞留する方に対しては、防災行政無線だけでなく、施設管理者などを通じた伝達方法を確立する必要があります。

3. 避難誘導等の従事者の安全確保

(1) 避難誘導等の従事者の対応の原則

東日本大震災においても、避難誘導・支援にあたった多くの方が尊い命を落としました。そのため、避難誘導・支援者本人の生命及び身体の安全を守ることを前提に考えます。

(2) 安全確保の措置

本町の場合、避難時間と避難準備時間（15分）を合わせた総避難時間と津波浸水開始時間の概ね32分を踏まえると、他者の避難誘導・支援を行う時間を確保することが困難となる地域もあるものと想定されます。

こうした地域においては、避難を優先し、地域の防災リーダーや消防団員、施設管理者なども、町民などと一緒になって率先避難を行うことが望ましいです。

また、自主防災組織や消防団などの各組織において、津波到達予測時間を踏まえた退避ルールや安全確保の具体策について、あらかじめ取り決めておく必要があります。

4. 避難指示（緊急）の発令等

本町では、災害時にどのような状況において、どのタイミングで避難勧告等を発令すべきかについて検討を行い、平成 30 年 3 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、令和元年 6 月に一部改定を行いました。

津波災害の場合、危険な地域からの一刻も早い避難が必要です。基本的に避難指示（緊急）のみを発令します。津波注意報が発表された場合は、津波の高さが高いところで 1m と予想され、基本的には海岸堤防の海側が対象となるため、海岸付近の就業者やレジャー目的の滞在者などに対して避難の呼びかけを行います。

災害時要配慮者については、自主防災組織などの地域との連携により、迅速に避難を開始できる体制の整備を検討していきます。

以下に、避難指示（緊急）の発令基準及び町民・関係機関などに求める行動を示します。

（1）避難指示（緊急）の発令等

■ 避難指示（緊急）の発令等の基準

情報の種類	発令基準	町民・関係機関等に求める行動
避難指示（緊急）	・ 大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに避難行動を開始するとともに、そのいとまがない場合は、「生命を守る」ための最低限の行動をとる ・ 消防団員、民生委員、自主防災組織等は、災害時要配慮者及びその介助者等が迅速に避難できるよう、連携して支援を行う
避難の呼びかけ	・ 津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等、海岸付近にいる者は、その場から離れ、避難行動を開始する ・ 上記以外の者は、避難準備を開始する

(注) 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、予警報の情報を待たずに直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することが重要です。

(注) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討します。

(2) 発令時期及び手順

■避難指示（緊急）の発令等の時期及び手順

発令時期	発令手順
<ul style="list-style-type: none">・大津波警報、津波警報を認知した場合・大津波警報、津波警報の通知を受けた場合	<ul style="list-style-type: none">・自動的に又は直後に発令基準に基づき「避難指示（緊急）」を発令する
<ul style="list-style-type: none">・津波注意報を認知した場合・津波注意報の通知を受けた場合	<ul style="list-style-type: none">・漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等、海岸付近にいる者に対して、広報車や防災行政無線等で避難の呼びかけを行う

(3) 避難指示（緊急）等の解除

「避難指示（緊急）」の発令の解除並びに津波注意報発表時における避難の呼びかけの解除は、原則として、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づいて行います。

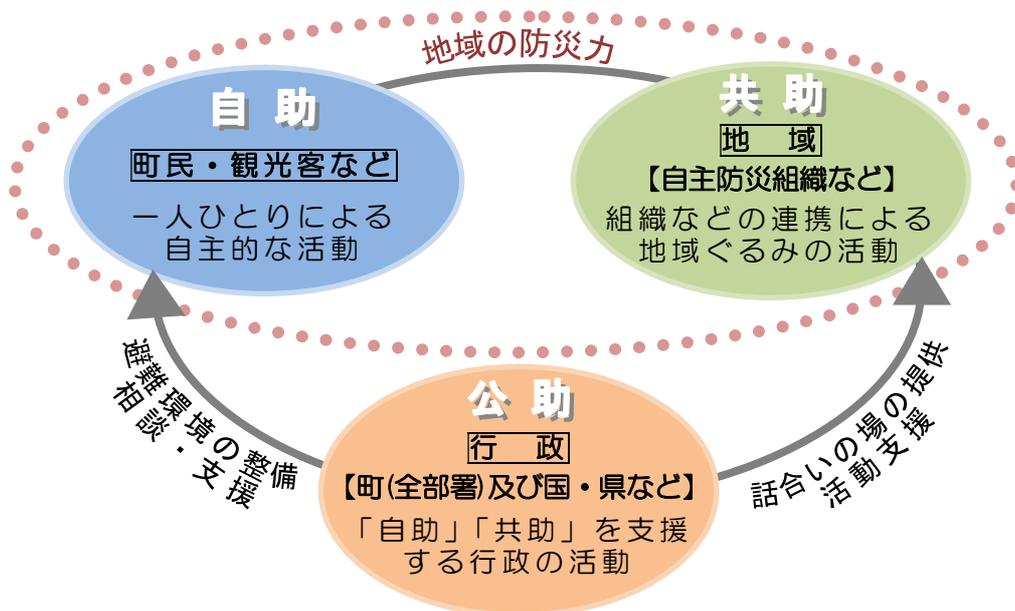
IV. 平時からの津波避難対策の方針

1. 地域の防災力の強化

(1) 地域の防災力の強化の考え方

全ての町民・観光客等の生命を守る避難の実現には、「自らの生命は自ら守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを防災の基本として地域の防災力を高めることが重要です。

各個人と事業者・地域組織など及び行政がそれぞれの役割を果たし、互いに補完・連携しながら「自助・共助・公助」の体制を構築していきます。



■津波避難における「自助・共助・公助」の概念図

(2) 地域の防災力の強化に向けた取組み

① 津波防災教育・啓発

津波発生時に確実な避難を実現するためには、町民一人ひとりの「自助」の意識を高めることが重要です。

町の広報や防災訓練、地域での会合の場など様々な機会に津波防災に関する情報を発信し、「個人の知識の普及と蓄積」を図ります。また、自主防災組織をはじめとした地域の防災活動をけん引する組織の育成・支援と併せて、防災リーダーの育成に取り組みます。さらに、将来を担う若い世代に着実に防災知識を継承していくため、小・中学校において防災教育の充実を図るほか、高等教育機関との連携による取組みを継続し、地域及び町民などへの展開を図ります。

《日頃から津波に備えるための心得》

- ①地震・津波に関する知識を身につける
- ②家族などで緊急時に避難する場所をあらかじめ決めておく
- ③非常持出し品を準備し、迅速な避難を可能とする

② 情報の収集・伝達体制の強化

地震・津波災害の発生時において、生命・身体の安全を確保する津波避難の実現には情報の有無が大きく影響し、一方で、大量の情報を的確に判断し、迅速な避難に結びつける必要があります。

そのため、確実かつ迅速な情報収集・伝達が可能となるよう、情報の収集・伝達手段の多様化とともに、体制の強化を図ります。また、避難の切迫性を伝えるための表現方法や内容等について検討します。

さらに、避難誘導の支援者などが自らの生命・身体の安全を守るための行動を検討・判断する材料となるよう、入手した情報の適切な取扱いについて周知を図ります。

③ 津波避難訓練の実施

地震・津波の発生から終息まで時間経過に沿った訓練や情報の収集・伝達、津波防災施設操作の訓練、夜間の時間帯や異なる季節の設定など、状況に応じた避難が可能となるような訓練の内容を検討し、実施します。

また、地域をはじめ、海岸付近の観光拠点や宿泊施設、漁業関係者などを巻き込んだ地域ぐるみの訓練や、災害時要配慮者などの迅速かつ確実な避難を実現するため（自動車の利用など）の訓練など、より実践的な訓練を実施します。

さらに、地域の特性に応じた支援策の検討に繋がるよう、自主防災組織が独自に企画・実施する訓練に対する助言・支援を行います。

④ 庁内組織の業務継続計画（BCP）の適宜見直し

本町では地域防災計画を随時更新しながら、災害の発生に伴う不測の事態に備えています。この地域防災計画は、行政（南知多町）が発災時または事前に実施すべき災害対策や役割分担などが規定された計画です。

地震・津波災害が発生した際、本町の災害応急対応や復旧・復興活動の主体としての役割を担う一方、災害時にも継続しなければならない通常業務を抱えており、災害対応業務と優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施することが必要となり、地域防災計画では対応が図られていない内容が含まれています。

そのため、発災時の限られた資源・設備を踏まえ、非常時に優先すべき業務を目標とする時間・時期までに実施できるよう実効性の確保を図るための計画として、平成30年3月に「南知多町業務継続計画」（BCP）を策定しました。

今後は、初動対応訓練の実施などを通じて BCP の確認・検証を行い、適宜計画内容の見直しを図ります。

2. 観光客の避難対策

本町には海水浴や海釣りなど、沿岸部を中心に多くの観光客が訪れます。こうした観光客の多くは、地理的に不案内であることが想定されます。

観光客を含む避難者の円滑かつ確実な避難を実現するためには、避難方向をわかりやすく示すことが重要です。そのため、避難誘導サイン（看板・路面標示など）の設置を進めます。

また、避難場所の確保や避難路・避難経路の整備などによる津波一次避難の安全性の向上に向けた取組みの実施にあたり、観光利用の観点にも留意しながら検討します。

さらに、観光協会や観光関連事業者などとの連携により、避難誘導體制の強化を進めるとともに、観光客が安心して本町を訪れていただけるよう、津波防災に係る情報・取組み状況を発信し、安全性をPRしていきます。

3. 災害時要配慮者の避難対策

高齢者、障がい者などの災害時要配慮者は避難の際に支援を必要とすることが想定されます。また、地域の実情に応じた体制を整備する必要性に鑑み、地域との連携により、災害時要配慮者の支援策を検討していきます。

(1) 南知多町による支援

災害時要配慮者の避難支援を検討するための手順などを整理し、提示するとともに、地域において検討が円滑に進められるよう、助言を行うなどの支援を行います。また、地域において会合が実施されるよう、各関係者への働きかけを行うとともに、会合の場を提供します。

さらに、災害時の避難に際して支援を要する方の登録台帳の定期的な更新を実施し、地域への情報提供を行うとともに、利用促進のため、個人情報の取扱いについての説明など、適切な運用についての助言を行います。

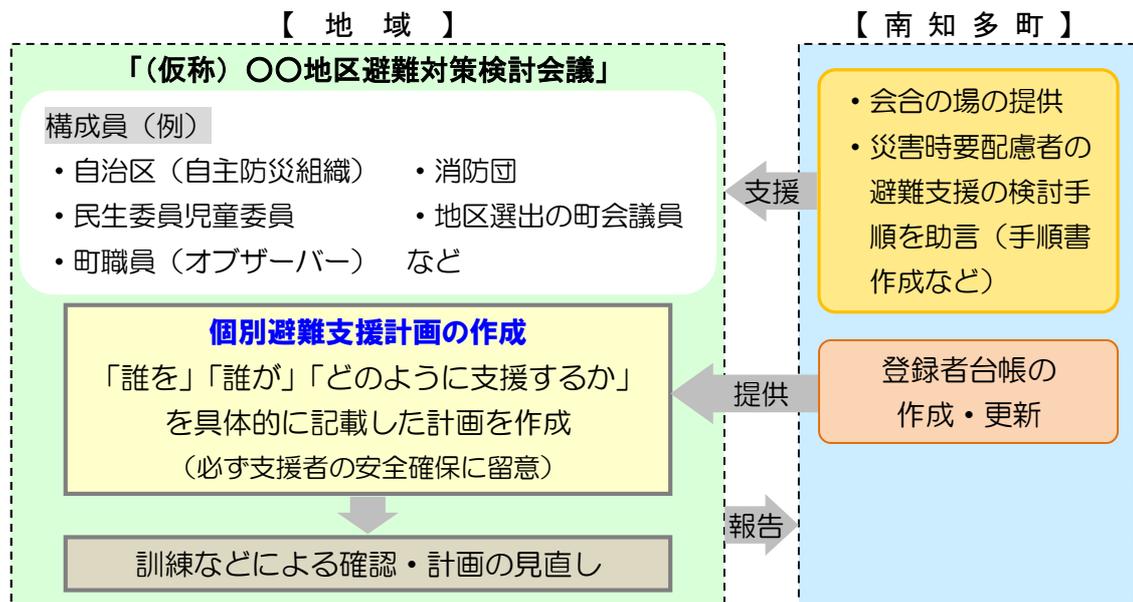
(2) 地域による活動

関係者の出席による会合を開催し、災害時要配慮者の避難支援について意見交換・検討を行います。

会合では、役割分担や避難ルールなどを取り決めた「個別避難支援計画」を作成し、具体的に支援活動を実施することができる体制の整備を図ります。なお、支援者の生命・身体の安全の確保を前提とした上で、支援活動が実施されるよう留意した計画とします。

また、体制の整備状況や災害時の避難に際して支援を要する方の登録台帳の活用状況について、町への報告を行うことにより、情報の共有を図ります。

こうした関係者の出席による会合を実施することにより、地域の災害時要配慮者の避難支援に係る組織間の繋がりを強化します。



■災害時要配慮者避難支援対策の検討体制イメージ

参考資料 1 策定経緯

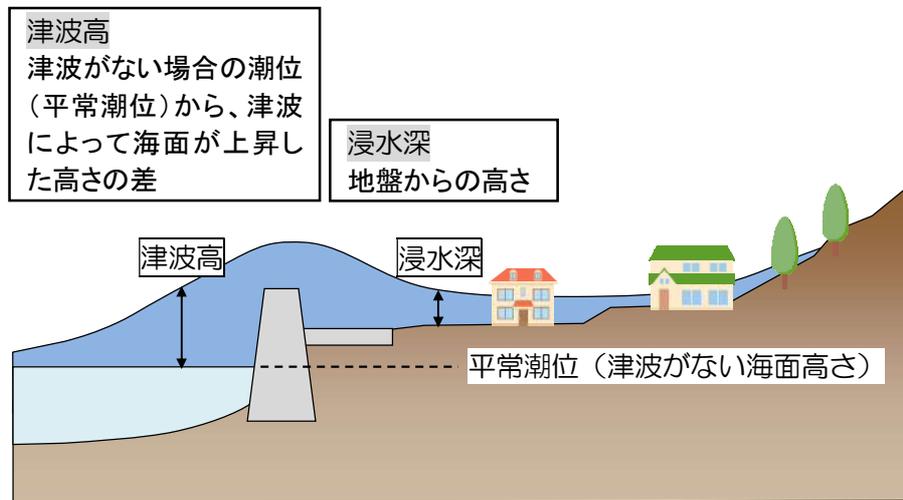
日付	会議・ヒアリング等	備考
平成 25 年		
11 月 6 日	第 1 回 南知多町津波避難計画策定庁内検討部会	
11 月 15 日	第 1 回 南知多町津波避難計画策定委員会	
平成 26 年		
3 月 19 日	第 2 回 南知多町津波避難計画策定庁内検討部会	
3 月 25 日	第 2 回 南知多町津波避難計画策定委員会	
(5 月 31 日)	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果 公表	(愛知県防災会議)
8 月 26 日	ヒアリング調査 (消防団)	
9 月 12 日	ヒアリング調査 (小・中学校)	
9 月 25 日	ヒアリング調査 (町：学校教育課)	学校関連
9 月 26 日	ヒアリング調査 (町：産業振興課)	漁業関連、観光関連
	ヒアリング調査 (町：福祉課)	障がい者関連
	ヒアリング調査 (町：保健介護課)	高齢者関連
	ヒアリング調査 (民生委員・児童委員)	
10 月 22 日	第 3 回 南知多町津波避難計画策定庁内検討部会	
10 月 28 日	第 3 回 南知多町津波避難計画策定委員会	
11 月 14 日	ヒアリング調査 (自主防災組織)	豊浜・豊丘地区
11 月 26 日	ヒアリング調査 (自主防災組織)	内海・山海地区
12 月 1 日	ヒアリング調査 (自主防災組織)	大井・片名・師崎地区
12 月 19 日	ヒアリング調査 (自主防災組織)	篠島地区・日間賀島地区
平成 27 年		
1 月 26 日	ヒアリング調査 (観光協会)	
1 月 30 日	第 4 回 南知多町津波避難計画策定庁内検討部会	
2 月 4 日	第 4 回 南知多町津波避難計画策定委員会	
3 月 16 日	第 5 回 南知多町津波避難計画策定庁内検討部会	
3 月 19 日	第 5 回 南知多町津波避難計画策定委員会	

参考資料 2 委員会の構成員

委員	備考
学識経験者 愛知工業大学 地域防災研究センター教授 正木和明 愛知工業大学 地域防災研究センター准教授 小池則満	
地区区長会長 区長代表（内海・豊浜・師崎・篠島・日間賀島）	
南知多町観光協会長	
総務部長	委員会会長
建設経済部長	
総務部防災安全課長	
建設経済部建設課長	
厚生部福祉課長	
厚生部保健介護課長	
教育委員会学校教育課長	
オブザーバー	備考
南知多町消防団長	
知多南部消防組合	
愛知県警察半田警察署警備課	
愛知県知多県民センター県民安全防災課	
愛知県知多農林水産事務所	
愛知県知多建設事務所	

参考資料3 用語の意味

津波高・浸水深についての基本事項



用語の意味

津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生し、陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域であり、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で位置づける。

バッファゾーン

避難対象地域の検討にあたり、シミュレーションによる津波予測の不確実性を補うため、津波浸水想定区域外であっても区域縁辺の住民は避難を要することを考慮し、津波浸水想定区域より広い範囲での位置づけるために見込むもの。

津波到達時間

海と陸の境界から約 30m沖に津波高+30cm の津波が到達する時間である。愛知県被害予測においては南知多町への津波到達時間は最短で 18 分とされているが、これは陸地の浸水が始まる時間ではない。

避難困難地域

津波到達想定時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

準避難困難地域

対策等が実施される以前（現状）を想定した 0.5m/秒（1.8km/時）の歩行速度で避難した場合に、津波到達想定時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域であり、本計画に限って付したもの。

津波一次避難場所

津波の危険から緊急に避難し、一時的に滞在するための自然地形を利用した高台や施設などをいう。誰もが避難することのできるオープンスペースとする。

津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急的・一時的に避難する建物で、避難対象地域内の建物をいう。

避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織や町民等が設定する。

避難路

避難する場合の道路で、避難経路のうち、行政が指定に努める。

災害時要配慮者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや、自らを守るために、安全な場所に避難する行動に支援を要する方（高齢者、障がい者、乳幼児など）をいう。

これまでは「災害時要援護者」と呼ばれていたが、災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）に伴い、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」ということとなった。また、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」ということとなった。